

お断わり：本稿は、中央学院大学『商経論叢』第20巻第2号、2006年3月に掲載された論文を、PDF文書形式にととのえ公表したものである。本稿の引用に当たっては、同上雑誌〔の頁〕に依拠することを願います。

戦前型会社企業官僚論

－雇用経営者：財界理論派闘士 前田 一 の活躍（その4）－

裴 富吉

The Prewar-Type Corporate Bureaucrat as a Employed Manager :
MAEDA Hajime & His Activities in Japanese World of Business [continued 3]

BAE Boo-Gil

－も く じ－

- I 日本経営史のなかの前田 一
- II 雇用経営者の登場
- III 戦前型経営思想の展開
- IV 戦前から戦後への展開
- V 批判的考察－雇用経営者の身分と機能－
 - 1) 雇用経営者登場の歴史的背景
 - 2) 経営ナショナリズム 【以上まで「本稿（その1）（その2）（その3）」】
【以下から「本稿（その4）」】
 - 3) 日本資本主義経営史と前田 一「経営労務思想」
 - [1] 強制労働と賃銀－時効と国家無答責－
 - [2] 国と企業の責任－中国人強制連行－
- VI 経営思想をになった者としての前田 一
 - 1) 歴史の事実と経営の思想
 - 2) 被用者としての前田 一 【以上まで「本稿（その4）」】
 - 3) 非人道的行為の実行者
 - 4) 歴史的な含意
 - 5) 思想史的な視座
 - 6) 公害 - 環境問題と共通する戦責問題
- VII 雇用経営者の思想的・歴史的な問題基盤
- VIII 経営労務思想と戦争責任問題
- IX 問題の本質－本稿の総括－

【 V 批判的考察, 1) 2) : 承前 】

3) 日本資本主義経営史と前田 一「経営労務思想」

前田 一「経営思想」は、企業経営問題のなかでも、人事 - 労務方面を基盤に展開された戦前型資本主義の典型的類例である。

会社経営の構成要素である人間存在：「労働者 - サラリーマン」（従業員 - 勤労者）は、単に被用者あるいは賃銀・俸給の受給者としてだけでなく、「集団中心主義的経済理念」あるいは「家族主義的経営理念」とでもいうべき、「日本型経営」の労働環境 - 企業風土のなかで働く人びととしても把握しなければならない。

既述の論点だがさらにいえば、前田の資本家・経営者の理念は、「戦前型」であったがゆえに同時に、旧日帝「国家の大局：政治的立場」に密着する価値観を、当然の前提とみなしていた。だから、この経営思想の本質は、労働者 - 従業員の「近代民主主義的権利」に相反し敵対するだけでなく、植民地下およびその出身の「〈外国人〉労働者」たちに対する圧政・暴力的な企業管理体制も、当たりまえものと認識したのである。

より具体的に表現するなら、戦前期の国内体制のなかで前田の「経営〈労務〉理念」は、日本人労働者の労働組合運動に対してど、のように対峙してきたかが重要論点である。さらに、戦争の時代におけるそれは、日本国内とその植民地、日本軍の実質支配地域で会社企業などが雇用・使役する朝鮮人や中国人を、その生死観などまったく無視し、あたかも奴隷であるかのように強制的に、労働現場に投入していた。なかでも、旧日帝の被害者となった朝鮮人や中国人がその後たどった運命、人生経路を訪ねることによって、「前田の経営労務思想」の根本的性格ならびにその功罪も、より鮮明になる。

いわば、戦前 - 戦中 - 戦後の全体をとおして、前田 一という雇用経営者が日本産業界最前線のインテリ実戦部隊長＝「闘将」となって活躍した〔前述では「尖兵」とか「手兵」とか表現した〕軌跡は、既出バイロン・K・マーシャルの修辞を利用し、つぎのように論述することができる。

個人中心主義的経済理念である「私利の追求」「利潤動機」「自由競争」を理論的支柱とし発展してきた西欧の近代資本主義は、明治以降、日本という異質の社会に導入されるに当たって、「国家への忠誠」「滅私奉公」など集団中心主義的経済理念を濃厚に温存する社会体制との、文化史的な融合を現出してきた。とはいっても、その実質＝根底をつらぬくものはあくまで、資本主義体制の基本理念である「推進的動機＝利潤追求」でなければならなかった。当初より、この体制の運営を推進させる衝動基因：「利潤動機」や「利己主義」を否定すべき事由は、わずかも存在しなかった。そもそも、資本主義経済体制じたいをなりたちえなくさせる経営理念であっては、その存立じたいが許されえなかったからである。

すなわち、日本の資本主義体制において経済活動に従事する企業家は、富国強兵 - 殖産興業 - 尽忠報国なる「立国精神概念」〔その構造と機能〕との対立観念の発生を、どうしても回避しておくべき経営「理念的姿勢」を採らねばならなかった。明治以降、日本帝国の「経済体制の実質的出立」にさいしその目前に立ちはだかったのが、明治維新体制から降臨してきた政治統制的・社会思想的な要求ともいうべき「国家 - 民族の精神的理念」であった。だとすれば、双方に必要な条件を表見上無矛盾的に折りあわせ、適切に共存させ

うる「経営理念の形成」がさらに模索されることになった。

結局のところ、「経済体制の実質的出立」を表現すべき「経営理念」のほうだけが、〈一定の屈折〉を呑みこむかたちで調整を強いられ、「国家 - 民族の精神的理念」に対する妥協を余儀なくされたのである。つまり、資本主義的体制の経済活動をになう企業家においてばかり、譲歩を求められることになった。そのため、この資本主義体制に固有の「本来の企業目的」を異様に曲折させた表現を湛える「経営理念」が演出されたのである。

西欧であれ日本であれ、彼我における資本主義発展、その市場競争における形式的な前提条件について顕著なちがいはなかった。だが、資本主義体制内的な経営理念の具体的な形成にあっては、各国それぞれの歴史 - 伝統 - 文化 - 風土からうける政治社会的な影響を、実質的に強くこうむる方途となった。

ここでは、前田の経営労務思想を分析するに当たって、戦後的論点を表わす「強制労働に対する補償問題」をとりあげることが有益である¹⁾。

1965〔昭和40〕年6月22日に調印され、12月18日に発効した韓日条約は、基本条約と調印と同時に、特別とり決めのひとつとして「日韓請求権協定」も調印した。この協定で、日本が3億ドル〔当時で1080億円〕の生産物と役務を、向こう10年で無償供与し、2億ドル〔720億円〕の生産物と役務を、向こう10年の有償役務で支払うことを決めた。これで韓日の両国民の請求権が「完全かつ最終的」に解決したことになった。日本が経済協力をするかわりに、韓国が請求権を放棄したのである。日本政府は、この協定をうけて、請求権を消滅させる国内法を制定している。

請求権のなかには、戦時期に徴用された朝鮮人の未収金や補償金もふくまれていた。韓国は、条約では個人の財産権は消滅しない、単に外交保護権を放棄したにすぎないのであり、損害をうけた国民の救済措置はべつの問題であると主張し、なんとか民間請求権をのこそうとした。しかし、アジア諸国との賠償交渉をつみかさねてきた日本に、経済建設をいそぐ朴正熙政権が押しきられた。こうして、日韓のあいだの、国とその国民のあいだにある請求権に関する問題は「完全かつ最終的に解決された」協定が調印された。

そこで支払われたのは、賠償ではなく経済協力である。日本がわでは「韓国併合」は合法的であり、「賠償」を支払う理由はない、そのカネもいってみれば「独立祝い金」のようなものだとすらいわれた。

「日韓請求権協定」は、戦後補償の観点からみると、つぎの2点が問題となる。

第1点は、韓国政府が日本から経済協力の一部で、個人補償をしていることである。関係の法律は、「日本軍によって軍人・軍属あるいは労務者として召集あるいは徴用され、1945年8月15日以前の死亡者」の遺族を補償の対象としていた。時限立法だった法律で補償金をうけた人は、遺族の4割にも満たない。一方、怪我をした人や生きて帰ってきた人には、なんの補償もなかった。

第2点は、在日韓国人の財産・権利の問題が解決していないことである。日本政府はだから、石成基など在日の傷痕軍人・軍属に弔慰金を支給したのは、日韓条約の対象から

1) 以下しばらくは、内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』山川出版社、2002年、57 - 70頁から適宜参照。

外されていたこともひとつの要因であろう。弔慰金の支払いは「在日」に限定されており、韓国居住者は対象となっていない（「弔慰金の支払い」。→2001〔平成13〕年4月1日から2年間施行されている「平和条約国籍離脱者等である戦没者等に関する弔慰金の支給に関する法律」については後述）。

日本政府はこれまで、韓国人からの補償請求はもちろん、在日韓国人からの要求にも「日韓協定」で「解決済み」の一点張りだった。役所でも門前払いだっただが、戦後補償の運動がおこるなかで、1991年8月27日、参議院予算委員会で、柳井俊二外務省条約局長は、「個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたものではない」と答弁している。韓国人の財産・請求権の消滅は「協定」ではなく、日本の国内法でおこなわれた。国家がこのように、他国民の権利を放棄できるのか、争点がこのころ。

石田 雄『記憶と忘却の政治学－同化政策・戦争責任・集合的記憶－』（明石書店、2000年）は、国籍による〈記憶対象の選別〉は、国民国家のばあい通例であるが、日本においては、旧植民地の人たちの国籍を戦後一方的に奪ったことにともなう特殊な問題が今日までつづいている。すなわち、戦争犠牲者援護立法という記憶の物質的裏づけの面からみれば、被爆者のばあいをのぞき〔そして台湾住民に関しては特別立法による一時金支給はあったにしても〕、現在の国籍の有無によって適用の範囲が決められている。

米・英・仏・西独では、外国人元兵士などに対し自国民とほぼ同様の一時金や年金を支給している（1982年日本外務省調査）ことを考えれば、日本における国籍条項は異常である。とくに日本人の旧軍人・軍属などに、すでに総額40兆円の年金や一時金を支出していることに対して、日本人軍人・軍属と同じ立場にあった在日の旧植民地出身者が、まったく放置されてきた不公正は明らかである²⁾。

「植民地の人を戦争に狩りだした国は決して少なくない」。だが、「日本だけが外国人を切り捨てている」。つまり、日本人軍人・軍属と同じ立場にあった在日の旧植民地出身者が当然有する権利に関しては、「あるときは国際法を国内法にとり入れ、あるときは国内法の外に国際法を押しやってきた」³⁾。

[1]「強制労働と賃銀一時効と国家無答責」 朝鮮総督府は「鮮人内地移入斡旋要綱」（1942年2月24日）を出し、行政機関をつかって朝鮮人を集めては、日本に送りだす政策を実行した。それでも、日本国内の労働力は足りなかった。1944年には、労働力不足の需要に応えるために「人狩り」といわれるような人集めすらおこなった。こうして、戦争遂行のために日本へ連行された朝鮮人は、72万4787名に上る。そのほかに、樺太〔現ロシア連邦サハリン〕に1万6113名、南方に5831名が送られている。なお、軍要員としては3万1783名が南方に送りだされている。

ここで、表20「日本への労働者強制動員数」、表21「工場 - 鉱山正規従業員に対する朝鮮人・中国人・捕虜労働者数」を参照しておく。

2) 石田 雄『記憶と忘却の政治学－同化政策・戦争責任・集合的記憶－』明石書店、2000年、269-270頁。

3) 田中伸尚・田中 宏・波田永実『遺族と戦後』岩波書店、1995年、127頁。

敗戦時の日本には、この70万名を越す「強制連行」された人々をふくめて、200万名を越す朝鮮人がいた。この朝鮮人たちの帰国の計画がすすまないなかで、企業を解雇された朝鮮人たちが賃銀や退職金を求める運動をおこした。その行動を組織したのは、戦後いち早く結成された在日朝鮮人連盟である。戦時中、日本に強制連行され、炭坑や鉱山などで働いてきた朝鮮人に対する未払い金や預貯金、退職積立金、厚生年金保険などの財産は、さきの「日韓協定」1965年にもとづいて制定された国内法によって、消滅したとされている。

なぜ、帰国まえに労働者に支払わなければならない賃銀が未払い金となったのだろうか。

表20 日本への労働者強制动員数

国籍（人種）	人数	関連事情
朝鮮人	724,727名	1939年からの動員数 このほか南方各地に92,748名 敗戦時の総数128,463名（南方・朝鮮・台湾などに収容）、死亡者38,135名〔死亡率29.7%〕 死亡者8823名〔死亡率21.9%〕
台湾人	8,419	
白人	35,653	
中国人	40,233	

注記）大蔵省『日本人の海外活動に関する歴史的調査（朝鮮編）』1947年。台湾総督府『台湾統治概要』1945年。俘虜情報局『俘虜取扱の記録』1955年。中国人俘虜殉職者名簿共同作成実行委員会『中国人強制連行事件に関する報告書』1960～64年。

出所）内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』山川出版社、2002年、64頁。

表21 工場 - 鉱山正規従業員に対する朝鮮人・中国人・捕虜労働者数（人数）

	正規労働者	右欄合計	朝鮮人	中国人	捕虜
工場労働者	7,790,273	82,650	69,119	3,602	9,929
男	5,512,896	80,745	67,222	3,594	9,929
女	2,277,377	1,905	1,897	8	—
鉱山労働者	633,754	148,935	140,788	2,328	5,819
男	527,918	148,566	140,419	2,328	5,819
女	105,836	369	369	—	—

注記）労働省編『第2次大戦中の日本における労働統計』より。

出所）法政大学大原社会問題研究所編『日本労働年鑑 別巻／戦時特集版』労働旬報社、昭和46年、52頁。

日本政府は1946年10月、企業に未払い金を「供託」させている。しかし、債権者である朝鮮人本人にも遺族にもこのことを通知しないまま、供託金は10年が過ぎて時効になって消滅してしまった。国交が回復していない時ではあるが、本人や遺族には通信は可能だった。まして「未払金供託報告書」には債権者の氏名・本籍地が面里にいたるまで明記されているというのに、日本政府は「もともと居所がわからない」（1992年3月27日衆議院法務委員会）と、答弁している。ここには「ウソ」があった。

当時はまだ、GHQの指令による朝鮮人の帰国計画が軌道に乗らないため、多くの朝鮮人が日本にのこっていたころである。その供託は、在日朝鮮人連盟など、在日朝鮮人団体が、

当事者の委託をうけて、未払い金の支払いを要求するのに対抗するため、凍結・没収しようとした政策である。日本政府は意図的に供託させたうえ、法令で決められている供託通知書の発送も怠った。それを日韓協定の請求権の項目に入れて、国内法で消滅させたのである。これでは、企業と一体になって、未払い金を「没収」したと批判されるのも当然である。

1990年代、戦時中朝鮮人が働き、うけとるべき賃銀の支払いを求めて、韓国在住者から裁判がおこされた。そのうち企業との和解が成立したのは、前者3件である。

a) 「日本鋼管損害賠償訴訟」 日本鋼管株式会社（当時の会社名、2005年現在は川崎製鉄と合併したJFEスチール株式会社）の徴用工だった金景錫（キン・ギョンソク）は、企業の責任を問い、1991年9月に1000万円の損害賠償と新聞への謝罪広告の掲載を求めて提訴した。1999年4月6日、410万円で和解した。この和解事項には、金景錫と日本鋼管が、日韓の歴史に不幸な一時期があったことを「真摯にうけとめ」て、和解したことがしるされている。

b) 「新日鉄補償訴訟」 日本製鉄（現新日本製鉄）釜石製鉄所の元徴用工と、戦争末期の艦砲射撃で死亡したり労災で死亡した遺族11名が、遺骨・未払い金の返還、謝罪と補償を求めて、1995年9月22日に、新日鉄と国を相手に提訴した。原告たちの未払い金が供託されていることが、日鉄の内部資料で確認されたため、1997年9月18日、新日鉄が遺族10名に200万円、遺骨引きとりの遺族に慰霊祭参加費5万円を支払うことで、和解が成立した。強制労働をさせた企業が解決金を払ったはじめての例である。

c) 「不二越未払賃金等訴訟」 不二越に徴用された女子挺身隊が未払い金などを求めたこの裁判は、2000年7月11日、最高裁小法廷で和解が成立した。1審・2審とも原告たちが請求していた賃銀は、時効によって消滅したとの判決が出されていた。だが、1998年に最高裁がはじめて、例外を認める判断をしめしたほかは、これまで原告がわの主張は認められなかった。

d) 「新日鉄未払賃金等訴訟」 戦時中、岩手県の日本製鉄（現・新日鉄）釜石製鉄所で強制労働に従事させられ、米軍の艦砲射撃で死亡した朝鮮人徴用工4人の遺族が、供託された未払い賃金などの返還を法務局に却下されたことをめぐり、国に慰謝料計8千万円の支払いを求めた訴訟の判決が2004年10月15日、東京地裁であった。市村陽典裁判長は「1965年の日韓請求権協定によって供託金を返すよう求める権利は失われた」と述べ、請求を退けた。

原告は、韓国に住む遺族の洪湧善（ホン・ヨンソン）さん、趙英植（チョ・ヨンシク）さん、林采淑（イム・チェスク）さん、李相九（イ・サング）さんの4人である。原告側は「遺族には未払い賃金などの供託は通知されなかった」として2000年4月、東京地裁に提訴していた⁴⁾。

また、2001年7月12日、中国人劉連仁（リュウ・リエンレン）の損害賠償を求めた裁判では、除斥期間の適用を制限する画期的な判決をしめした。前段c)不二越の裁判では訴えは斥けられたが、2000年3月、会社がわは解決を申し入れ、7月11日に和解が合意

4) 『朝日新聞』2004年10月16日朝刊。

された。その和解では、不二越は原告たちが会社で「労働したことについて真摯にうけとめ」た。解決金は公表されていないが、会社は「すくなくない金額」を支払い、「労働したことをあらわすために」会社の構内に碑を設置することになった。

さらに、企業のなかでも三菱重工に対しては、いくつもの損害賠償等請求裁判がおこされているが、いずれも和解にはいたっていない。2000年5月には、韓国から三菱広島に徴用された徴用工が損害賠償を求める裁判がおこされている。また、アメリカでの集団訴訟もある。

強制労働による損害賠償や未払い金などの訴えは、ほとんど時効と除斥期間を適用することで請求権が消滅したことになっている。法的な面では、原告の主張はいずれも斥けられている。戦後補償の弁護団は、民法に規定されている除斥期間を、国際的な問題に適用することができるのか、疑問を投げかけている。この疑問は当然である。強制労働による損害賠償や未払い金などの訴えを、戦時体制期における日本企業の犯罪的行為と理解するならば、とくに海外に居住していた関係者〔被害者〕の訴えに耳を貸さないような法的しくみは、明らかに不当な対応である。

e) 「日鉄大阪製鉄所損害賠償」 日鉄（現新日本製鉄）大阪製鉄所に勤務していた呂運沢（イヨ・ウンテク）らの未払い賃金を請求した裁判で、大阪地裁は2001年3月27日に、違法な強制労働であることは認めたが、旧憲法下の国の行為による個人の損失については、国は賠償責任を負わないと請求を棄却している〔国家無答責〕。

以上のように、強制労働に対する補償や未払い賃金の請求については、「時効・除斥期間」、「国家無答責」というおおきな壁が立ちはだかってきた。

2002年10月28日の新聞報道は、「朝鮮人軍人軍属未払い賃金一時価109億円相当を供託、旧厚生省の資料―」という記事を載せている⁵⁾。

太平洋戦争中、旧日本軍に徴兵・徴用された朝鮮人の軍人軍属に対する支払い賃金などが9100万円にのぼり、東京供託局（現東京法務局）に供託されていることをしめす旧厚生省の資料が見つかった。台湾人に返済した未払い賃金と同じレートで換算すると供託金は約109億円にのぼる。これまで強制連行された朝鮮人への未払い賃金が企業によって供託されたことをしめす資料はあったが、国による供託の具体的な内容が明らかになったのは、はじめてである。

こうした報道をみると、時効・除斥期間だとかいいぬけて、旧植民地から強制的に連行して労働させた朝鮮人労働者たちを徹底的に搾取してきた企業がわの姿勢には、底しれぬほど「意図的な差別・悪意・暴虐」さえ感じざるをえない。戦争中、日本政府と日本の企業が結託し、植民地朝鮮から朝鮮人を強制連行して奴隷的使役で酷使しただけでなく、敗戦後も、彼らから賃金搾取的に強奪してきた歴史^{注1), 注2)}は、日本の企業経営史にとっておおきな汚点である。

注1) 強制連行朝鮮人労働者に対する賃金搾取の歴史的な事実を、たとえばこう解説されている。

「前田 一『特殊労働者の労働管理』〔の前篇「鮮人」のなか〕（138ページ）に

5) 『朝日新聞』2002年10月28日夕刊。

は、『賃金に関しては内地人、鮮人の区別はない。……究竟本人の勤勉次第であり、腕次第である』⁶⁾と書かれているが、実際には、第5表〔本稿では次掲、第22「1943年北海道某炭鉱の賃銀比較」として参照〕にみられるように差別は歴然としていた⁷⁾。

表22 1943年北海道某炭鉱の賃銀比較

	30円未満	30～50円	50～70円	70～90円	90～110円	110円以上
日本人数 (877人；%)	32人 (3.7)	123人 (14.0)	187人 (21.3)	194人 (22.1)	181人 (20.6)	160人 (18.3)
朝鮮人数 (324人；%)	117人 (36.1)	126人 (38.9)	40人 (12.3)	22人 (6.8)	7人 (2.1)	12人 (3.8)

出所) 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録－北海道・千島・樺太篇－』現代史出版会〔発行、徳間書店発売〕、176頁。原表は、朴慶植編、朝鮮問題資料叢書第I巻・第II巻『戦時強制連行－労務管理政策－』三一書房(アジア問題研究所)、1982年収録、労働科学研究所報告第1部「工業労働及労務管理」第9冊『半島人労務者の作業能力に関する科学的見解－炭鉱における半島人労務者－』労働科学研究所、昭和18年9月、202-203頁。

「搾取の方法としては、賃金額そのものの差別の上に、請負制による支給額のごまかし、各種の天引き、強制貯金、送金するという名目での強制的な賃銀の預かりなどがあつた。／このため、連行先での賃銀は、「募集」の際の提示額よりはるかに少なかつた。しかも実際には本人に一銭の賃銀も渡されない例も少なくなかつた」。

「天引の仕方もまったく一方的で内容的にも不当なものであつた。……軍手、地下足袋など正規の割当て配給物は、労務係や飯場の帳場、棒頭などがほかに横流ししたうえ、粗悪な品質のものや中古の物を……高価で朝鮮人労働者に売り付け、賃金から天引きして二重に私腹を肥やしてつた。／このような、まことに悪辣なやり方が、どの炭鉱でも横行してつたという。坑内夫の場合、……請負制をとつてつたことを口実に、スコップ、ピック、ツルハシの工具類まで労働者に買わせ、これまた天引の対象にするというありさまであつた」。

また「寝具について」は、「希望者に対して自弁にてこれを分譲せり、代金は適当の時期より月賦をもつてこれを納入せしめり」、あるいは「1日3銭で貸与す」、あるいはまた「貸与せず、ただし事業主において共同購入し、その実費(一式40円程度)を毎月3円程度の月賦で回収す」などのかたちで用意した。だから、「ほとんど、着のみ着のまま連行された朝鮮人は寝具を持ち合わせるはずもなかつたか

6) 前田 一『特殊労務者の労務管理』山海堂出版部、昭和18年、149頁。

7) 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録－北海道・千島・樺太篇－』現代史出版会〔発行、徳間書店発売〕、1974年、175頁。〔 〕内補足は筆者。前田 一『特殊労務者の労務管理』からの引用は補正した。なお、前田同書からの引用頁(138頁)は誤りで、正しくは上記のとおり(149頁)である。

ら、それは購買にしろ貸与にしろいわば強制的なものであった」。

「こうしたさまざまな、天引きという形の搾取が行なわれたことは、企業側が自ら作成した、かなり事実を隠蔽していると思われる資料によってさえ、はっきりと認められるのである」。

食事は「人間の食うものではなかった」。そして、賃銀差別をはじめとすもろもろの人間 - 民族への差別のゆきついた果てが、「病気 - 災害 - 虐殺」であった。

◎ 日本人いわく、「お前ら死んだって、治すよりむこう（朝鮮）から引っ張ってきたほうが安上がりだ」。

◎ 朝鮮人いわく、「よく日本の軍隊が、中国を侵略したとき中国人にひどいことをした、虐殺をしたとって話題にのぼったりするけど、日本の国内だって、朝鮮人は、特にタコ部屋で働いていた朝鮮人は、それに劣らぬぐらいひどい目にあっているですよ」。

◎ 朝鮮人にとって、「まさに生き地獄の強制労働であった」⁸⁾。

「最も多くの朝鮮人・中国人などが強制連行され、虐待・奴隷的酷使が強いられ、病人やケガ人、死者が続出したのは北海道であった」⁹⁾。なお、この引用文中の「最も」という表現は正確ではない。既出、表15「全国地方別炭鉱労働者数」によれば、北海道は九州に次いで2番めに多い地域であった。しかし、記述の内容の本質的意味にかわりはない。

注2) 強制連行朝鮮人労働者に対する賃銀搾取の歴史的な事実に関しては、金 賛汀『朝鮮総連』（新潮社、2004年）が、こういう事実を指摘している。公平を期すためにも指摘しておくべき事実である。

敗戦後の日本に誕生した朝鮮人連盟〔1945年10月15日結成、略称「朝連」〕が、1946年末までに朝連中央労働部長名で強制連行者を雇用していた日本の各企業に未払い賃銀の請求を出した。その請求額は4366万円に達し、朝連はかなりの金額を企業から徴収し、それらのほとんどは強制連行者の手には渡らず朝連の活動資金にまわされた¹⁰⁾。

筆者は寡聞にして、日本の各企業がその後、「強制連行された朝鮮人への未払い賃銀」の請求問題に対して、前段のような歴史的な事実をもち出して応答・反論したり、あるいは関連する事情を報道した新聞報道に触れたりしたことがない。恐らく、敗戦直後において混乱した日本の政治社会事情を想像するに、日本の各企業にはその記録が日々残されていないもの推測する。

8) 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録』175頁、179頁、179-180頁、180頁、183頁、225頁、235-236頁、269頁。／印は原文改行箇所。

9) 鄭 哲仁・渡辺一徳監修『当事者が書いた強制連行－北海道・闇に消えた十一人－』彩流社、1999年、〔渡辺「本書を刊行するにあたって」〕2頁。

10) 金 賛汀『朝鮮総連』新潮社、2004年、27-28頁参照。原典は、田 駿『朝總聯研究第一卷』〔韓国語〕高麗大学校亜細亜問題研究所、1972年。

前田の勤務していた北海道炭礦汽船株式会社北炭労務部の作成になる『送出顛末書』(1944年5月31日)などの資料は、日本帝国末期の朝鮮人強制連行の実態を生々しく伝える「日本の北海道地域の民間企業資料」である。日本政府はいまでも、強制徴用ではなく労務者の供出だったと主張するが、北炭のその未公開資料には、朝鮮総督府と民間企業が公募し、北海道の炭鉱労働力を朝鮮半島から強制動員した事実が記録されている。

「眠っているあいだに襲い、畑仕事をする人を連行した……集合日には逃走者が続出し、息子の代わりに父親が来るなど、老人や病人も数多くふくまれていた」。「全羅南道井邑から100人を連行した結果、途中で逃走者が続出し、麗水の時点では54人になった」。

前記2文は、1944年に北海道大学附属図書館に寄贈されていた資料からの引用であるが、最近になってようやく研究者の閲覧のみが可能になったものである〔複写・撮影は禁止〕。戦時期における強制連行のそうした実態は、朝鮮人被害者たちからも聴取されており、関連文献も相当量公表されている。

日本の経営史研究者はいままで、企業労働問題に関する以上のような裏面史・暗黒史に分析のメスを、十分入れてこなかった。

なお、日本の法曹界では日弁連〔日本弁護士連合会〕がはじめて、戦時中に朝鮮半島から強制的に連行され、日本国内の炭坑や建設現場で強制労働を強いられた在日朝鮮人とその遺族から出されていた人権救済申し立てについて、真相究明と謝罪・金銭補償などによる被害回復のための措置を講じるように求めた勧告書を、小泉首相と日本企業2社に対して出した。

今回、日弁連が勧告書の対象にした人権救済申し立ては2件である。申立人は、栃木県上都賀郡足尾町の古河鉱業(現古河機械金属)足尾鉱業所で強制労働させられた鄭雲規(チョン・ウンギョ)〔千葉市在住〕と、長野県下伊那郡天竜村にあった平岡発電所熊谷組の建設現場で同じ強制労働させられた金一洙(キム・イルス)〔1994年名古屋で死去〕の遺族である。

日弁連は、5年間の調査を経て、この2件がいずれも「日本の産業界からの強い要請をうけて日本政府が国策として強制連行し強制労働させた」ものであると認定した。国際労働規約(ILO)にある「強制労働に関する条約」、国際慣習法にある「奴隷制度の禁止」などに違反する人権侵害行為だと結論づけ、日本政府と2企業の責任を認めた¹¹⁾。日本政府の態度については既述しており、ここでは引照しない。

また、日本政府総務省は、「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等であった方のご遺族への弔慰と重度戦傷病者の方へのお見舞いのために一戦没者の遺族の方に弔慰金260万円を重度の戦傷病者の方に見舞金400万円を支給しています」という内容の日本語と韓国語を並記した新聞広告を、全国紙や地方紙のみならず、在日韓国人系の新聞紙にも出している¹²⁾。

そして、その請求期間は平成16〔2004〕年3月31日まで、請求手続は「お住まいの市町

11) 『統一日報』2002年11月27日。

12) 『統一日報』2002年11月13日。

村援護担当課」，問い合わせ先は「お住まいの都道府県援護担当課」「総務省大臣官房弔慰金等支給業務室 Tel.03 (3539) 7830 または 7831」ということである¹³⁾。

以上の「総務省大臣官房弔慰金等支給業務室」の公報については，上記のホームページに詳細な解説がある。ここではたとえば，新潟県山北町が住民向けにしらせている該当ホームページの中身を紹介する。

戦没者遺族等への弔慰金支給

「平和条約国籍離脱者等である戦没者等に関する弔慰金の支給に関する法律」が，平成13年4月1日から施行されました。

この法律は，人道的精神に基づき弔慰の意を表すための旧軍人軍属戦没者遺族などに対して弔慰金などを支給するためのものです。

◆対象者 サンフランシスコ平和条約により日本の国籍を離脱した人であって，国内に永住している人で，次のいずれかに該当する人。

ア．「戦傷病者戦没者遺族等援護法」に定める軍人・軍属・準軍属の戦没者遺族。

イ．重度戦傷病者（障害の程度が第一款症＝旧第七項症以上のものに限る）またはその遺族

◆弔慰金などの給付内容

ア．戦没者遺族・重度戦傷病者弔慰金（一時金） 260万円

イ．本人（見舞い金・一時金） 400万円

（重度戦傷病者老後生活設計支援特別給付金・一時金・見舞い金と同時に支給）

※ 昭和12年7月7日以後の公務傷病により，昭和16年12月8日以降の死亡が対象。

◆請求期間 平成13年4月1日～平成16年3月31日

◆照会先 総務省大臣官房室弔慰金等支給業務室（03－3539－7830・7831）
（町民福祉課年金福祉係）

出所) <http://www.town.sanpoku.niigata.jp/gyousei/chouikin.htm/>

13) 以上についてくわしくは，ホームページ <http://www.soumu.go.jp/daijinkanbou/kanri/hou.html> を参照。

日本政府による「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等であった方のご遺族への弔慰と重度戦傷病者の方へのお見舞い」は、文字どおり「弔慰金」「見舞金」を支給するということである。総務省のホームページによると、平成14〔2002〕年11月末現在において、「弔慰金等の支給状況」は、総支給件数208件で、弔慰金の支給196件、見舞金12件である。

1990年7月5日の新聞朝刊は、「朝鮮人軍人・軍属名簿、厚生省の地下倉庫に―約110冊、5万人分、外地の陸軍部隊別、これまで存在否定―厚生省」という記事を載せ、こう報じていた¹⁴⁾。

戦後40年以上経った同年4月、韓国の戦争犠牲者の遺族などで作る「韓国太平洋戦争犠牲者遺族会」の代表が厚生省〔当時〕を訪れ、朝鮮人軍人・軍属の名簿の公開を要求した。だが、厚生省がわは「朝鮮人のみの名簿はなく、旧日本軍の在籍者を記載している名簿しかない」などと答えて、「今回の名簿」については明らかにしていなかった。厚生省はまた、「外地部隊にかぎられた不完全な名簿のために、公にはできなかった。プライバシーの問題があるので、今後も公開できない」と説明した。

日本国政府関係省のそういった態度は、植民地支配下にあった朝鮮半島出身者の戦争犠牲者に関する重要な情報資料を、「戦没した当人たち」の「プライバシーの問題」を盾に公開をはばむという、奇妙かつ姑息な方法をとってきたのである。官庁関係が所有管理する情報開示の問題は最近、とみにやかましくとりざたされているけれども、国家官僚たちがそのように、自分たち〔いわば国家じたい〕の立場・利害にとってまずい効果をもたらすような情報源を隠匿しつづけようとする性向は、外国人である韓国・朝鮮人だけでなく、自国人である日本人にも向けられたものである。

しかし、まだ十全とはとてもいえないまでも、日本政府は各省関係歴史文書を公開せざるをえない時代の趨勢にしたがうようにはなっている。先述、日本政府総務省による「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等・遺族への弔慰金260万円と重度戦傷病者への見舞金400万円支給」（平成13〔2001〕年4月1日から3年間時限）という内容の公示は、そうした時代の趨勢をうかがわせるものである。

なお、朝鮮人軍人・軍属の死亡者数は、日本政府公式見解では2万2千余人とされている¹⁵⁾。

ここで、植民地支配下にあった朝鮮半島出身者の戦争犠牲者などに関して、半世紀以上もつづいた日本政府の理不尽な対応については、在日本大韓民族民団中央本部の発行する機関紙『民団新聞』2004年1月14日「社説：差別の残滓に終止符を」を紹介しておく。

また、在日韓国人系新聞紙である『統一日報』2004年1月21日、3月31日などは、その後「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等・遺族への弔慰金・見舞金支給」の実績が不振であると報道していた。これは、その一部分を紹介しておく。

14) 『朝日新聞』1990年7月5日朝刊。

15) 樋口雄一『戦時下朝鮮の民衆と徴兵』総和社、2001年、111頁。

＝差別の残滓に終止符を＝

日本国内に60万人以上の在日同胞が存在する理由は、日本が韓国〔朝鮮〕を植民地支配したことにあります。「内鮮一体」「皇国臣民」などというスローガンを掲げ、同胞を日本の侵略戦争遂行のために労働力や戦闘要員として、半ば強制的に組み込んできた結果でした。

南方戦線では、軍属として駆りだされ、捕虜収容所で働かされた同胞も多数います。もちろん戦場ですから、戦闘に巻きこまれて亡くなったり、重傷を負ったりした人は数え切れません。

「理不尽な戦後処理」……これらの人々は、多くの日本人とともに、「日本人として戦争遂行に狩り出されたのでした。

日本は戦後、こうした軍人軍属を対象に戦傷病者戦没者遺族等援護法を制定、戦没者や遺家族への保障〔補償〕を制度化し、犠牲に報いようとしてきました。ですが、悲しいことにこの法律は、日本国籍をもつ者だけを対象とし、同じ「日本人」として駆り出されながらも、同胞は無惨にも補償対象から外されてしまったのです。

あまりに理不尽な仕打ちに怒りを覚え、これまでに多くの同胞が裁判に訴えてきました。裁判所は、援護法が同胞らを適用対象外とした事実に対して「合理性がない」と法律を批判し、「差別を生じさせる取り扱いが憲法14条に違反する疑いがある」とまで言い切りました。しかしながら、結局は立法府によって法律が制定されることによって解決されるべきであると、裁判所としての判断を下しませんでした。

「正当な処遇こそ発展の礎」……裁判を支援してきた民団は、司法判断で救済するよう求めてきましたが、結局は日本政府が一時金を支払うことで決着をみました。しかしその代価は、日本人傷病者や遺家族が受けるものよりはるかに小額です〔この段落は、前段本文中にあるように、「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等遺族への弔慰金260万円と重度戦傷病者への見舞金400万円支給、(平成13〔2001〕年4月1日から3年間時限)〕を指している〕。

現在、法律制定時に国籍要件があったために日本の国民年金に加入できず、また一定の年齢を超えていた人に支給される老齢福祉年金も受けられなかった同胞らが裁判に訴えています。年金問題も、国籍条項が廃止された当時、過去にさかのぼって支払うなどの救済措置は取られず、無年金となった同胞は数多いのです。

このほど、男女の差を設けて昇任や給与の差を設けたのは違法で、男女雇用機会均等法に基づく調停をしなかったと企業と国を訴えた裁判が和解しました。和解勧告の中で裁判長は「当時の社会情勢では違憲といえない」とした地裁の判決を一蹴し、「過去の社会意識を前提とする差別の残滓(ざんし)を容認することは社会の進歩に背を向ける結果になる」と指摘しました。すばらしい勧告だと思います。

出所) 在日本大韓民族民団中央本部『民団新聞』2004年1月14日「社説」〔 〕
内補足は筆者。

＝旧軍人軍属：弔慰金支給が不振、60億円枠わずか8億円＝

－「遅すぎた制度、絞りすぎ」批判も－

・太平洋戦争当時、日本軍に動員された在日韓国・朝鮮人の軍人・軍属に対する日本政府による弔慰金・見舞金の支給額は、2003年末現在約8億円である。日本政府が当初、予算として準備した約64億円を大きく下まわっており、実際の支給実績はその8分の1にとどまっている。弔慰金支給は戦死者と負傷者にかぎっているため、支給対象枠が最初から狭く、同制度の枠組そのものに問題があったとの指摘も出ている。

・総務省は、厚生労働省に残っているとされる朝鮮半島出身者の戦没者名簿などから算出した支給対象者の上限を2400人とみこみ、64億円の予算枠を設け、「予算枠は多目に確保した」と説明している。同省弔慰金等支給業務室によると、2003年末現在、弔慰金支給は281件の総額7億3060万円、見舞金支給は16件の総額6400万円、支給総額は7億9460万円である。件数でもっとも多かったのは、海軍軍属の216件に達している。

・同制度については、戦後すでに60年近く経ているうえ、対象者を戦傷者に限定しているため、在日韓国社会からは「対象者がもともと少ない」など不満の声も上がっていた。在日本大韓民国民団の李 鐘太民生局長は、こう指摘している。

・「独身で軍人・軍属となった人も多く、そうした人たちが戦死したばあい、戦後60年近く経った現在も遺族が生存しているケースは少ない。もっと早くやっていたら支給対象は広がっていたはずだ。また戦傷者でない軍人・軍属や強制連行された人たちも支給対象にくわえるなどの措置も必要だったのではないか」。

・また韓国の連合ニュースは、「朝鮮半島出身の軍人・軍属に対する根本的な国家賠償とはかけはなれている」などと指摘している。

出所)『統一日報』2004年1月21日参照。記述内容を適宜前後させ再構成した。

＝父・弟を軍人軍属で失った在日ハルモニ＝

－弔慰金申請危うく断念：日本総務省、再三の要請で事実確認－

旧日本軍の軍人・軍属となった在日韓国・朝鮮人の遺族に対する弔慰金支払いをめぐり、弔慰金申請に必要な当時の事実関係を立証する資料を日本政府が保管しているながら、それを公開していないために、危うく申請ができなくなりそうになった人がいることがわかった。旧軍人・軍属への補償問題では、議員立法を働きかける動きもでており、〔2004年〕3月末で申請受付が締め切られた後も、日本政府に資料公開や補償強化を要請する動きは続きそうだ。

出所)『統一日報』2004年3月31日。

さてつぎに、2002年12月24日に新聞報道された「外交文書公開」という記事を紹介する。

外務省報告書「華人労務者就労事情調査報告書」は、戦時中に日本に強制連行され、死亡した中国人労働者の遺骨の多くは戦後も日本国内にのこされたままだったが、その後の日本政府の対応を記録した文章であり、今回はじめて公開されたものである。日本政府は、中国からの追及を恐れて焼却、さらに国会でとりあげられるのを抑えこもうと議員説得に走る、など日本政府の責任逃れの姿勢がみえてくる。

中国人強制連行問題にとりくんできた花岡事件訴訟弁護団長の新美 隆は、外務省報告書「華人労務者就労事情調査報告書」に関して、こう批評する¹⁶⁾。

今回公開された外交文書は戦後の日本政府による責任逃れと、不可解な姿勢の「点と線」を結んでくれた。

戦時中、4万人近い中国人が日本国内の鉱山や地下工事現場などに強制連行され、7千人近くが苛酷な労働や虐待で死んだ。詳細なデータは「外務省報告書」(〔19〕46年作成、後に民間関係者による保存が判明)に収録されたが、日本政府は戦争犯罪追及につながることを恐れ、早い時期にこれを焼却した。以来、事実関係の不明を根拠に、責任を回避することになる。

……中略……

外務省が中国人強制連行問題の表面化を徹底的に抑え込もうとして理由の一つが、今回公開文書から判明した。〔19〕60年日米安保改定を前に、激化していた中国からの批判に油を注ぐ外交問題化を恐れたのだ。〔19〕58年6月には、日本人の帰還を促進するため、政府はそれまでかわり合いを避けてきた中国人遺骨送還に直接乗り出すことに決め、都道府県に中国人死亡者調査を指示した事実もわかった。日中双方で遺骨や不明者の調査が進んだこの時期は、日本の加害責任を明らかにし、中国の信頼回復を図る絶好の機会だった。だが日本政府はこの時も責任逃れに走り、せっかくの機会は生かされなかった。

「このような戦時中の不幸な記憶を除去することが妥当」〔19〕58年2月の外務省内部文書の一節である。政府の責任逃れの姿勢の背景にはこんな考え方があったのだ。

中国人連行と並行する形で、その数十倍の規模で行われた朝鮮人強制連行も深刻な問題だ。

……中略……

日本政府内では、中国人の遺骨送還に政府が直接かかると、朝鮮人強制連行問題に飛び火するとの警戒心が強かった。冷戦時代の古い発想に染まり、長期的見通しを欠いて、小手先の工作でしのごうとした政策の誤りが禍根を残している。歴史的な責任は果たすことでしか、隣国との真の友好信頼関係は築けない。この道理をもって、強制連行問題全体を克服する転機を創り出したいものだ。

前掲、日本政府による「朝鮮半島・台湾出身の旧軍人軍属等であった方のご遺族への弔

16) 『朝日新聞』2002年12月24日朝刊「『連行』実態ひた隠し—外交文書公開、中国人強制連行、調査結果『小出しに』」。〔 〕内補足は筆者。

慰と重度戦傷病者の方へのお見舞い」(有効期限は、平成13〔2001〕年4月1日～平成16〔2004〕年3月31日)が公告された背景に関しては、ドイツ連邦国における関連事情の動向を指摘しておく余地がある。

a) ドイツにおいて政党次元でも「強制労働補償基金」設立の動きがみられるようになったのは、前世紀末である。ドイツの革新勢力は、連邦政府と加害企業に対し「謝罪」と「責任」をふくむ「強制労働補償基金」設立運動を、みずからすすめていく。1998年秋には長期保守政権が崩壊し、革新政権は「強制労働補償基金」設立を政策目標のひとつにおいた。

ドイツ企業は、国内外の圧力にさらされるなかで、1999年2月、ドイツ経済界の「基金イニシアティブ」を設立し、残された被害者への補償をおこなう方向へ動き出した。ドイツは、アメリカ合衆国政府や被害者諸団体などとのあいだで交渉をおこない、ようやく1999年12月、「記憶・責任・未来」基金に合意し、ドイツ連邦共和国大統領が謝罪した。それでもまだ、基金法案をめぐって深い溝が存在していたため、その後もさらに交渉せざるをえず、2000年7月にやっと最終的合意にいたった¹⁷⁾。

b) 2000年8月12日、ドイツ企業とドイツ連邦共和国政府は、「記憶・責任・未来」財団設立法を施行した。当時のドイツ大統領ラウは、ナチス・ドイツ時代の強制労働被害者に対して、こういって謝罪した。日本のばあい、政府関係者にせよ企業関係者にせよ、ここまで明確なかたちで過去を語る者は、まだ登場していない。

私は今日、ドイツの支配下で奴隷労働と強制労働に従事しなければならなかったすべての人々に思いを馳せ、ドイツ国民の名において赦しを請います。彼らの苦難を私たちは決して忘れないでしょう¹⁸⁾。

この「記憶・責任・未来」財団は、ナチス時代の出来事に対する歴史的・倫理的責任をしめし、従来までの補償に関する法制に人道的援助をくわえて補完することをめざしている。同財団は、かつて強制労働に従事した人々とその他のナチスの被害者に対する援助を、煩雑な手続によることなく、とりわけ迅速におこなうことを目的としている。

その財団設立法には、申請書の処理と援助金支払いは、ポーランド、チェコ、ベラルーシ、ウクライナ、ロシア各国にある協力組織をつうじておこなわれる、と定めてある。さらに、ユダヤ人補償請求委員会(JCC)と国際移住機関(IOM)の両組織が、その他の国に在住する被害者を担当することになる。申請期間はただちにはじまり、通常のばあい8ヶ月後に終了する。

申請者は、受給権のあることを書類によって証明しなくてはならない。そのさい、担当の各協力組織が書類を探しだすのを支援する。また、同財団の一部は、将来にかかわる課題をになうことになっている。その課題とは、ホロコーストとナチスによるその他の不正行為に対する記憶をもちつづけ、啓蒙活動と出会いを推進することで、全体主義の新たな

17) 金子 勝・藤原帰一・山口二郎編『東アジアで生きよう!』岩波書店、2003年、95頁、107頁。

18) 高橋哲哉篇『〈歴史認識〉論争』作品社、2002年、138頁参照。

る脅威を回避できるように手助けすることにある¹⁹⁾。

c) 2000年8月17日、ドイツ政府と経済界がそれぞれ50億マルクずつ、計百億マルク(約5千2百億円)を拠出する財団「記憶・責任・未来」の調印式が、ベルリンでおこなわれた。同財団は、第2次世界大戦中にナチス統治下のドイツ企業で強制労働に従事した人々への補償をおこなうものである。これによって、強制労働の従事者約8百万人のうち、生存している約百万人は早ければ、年内にも補償金をうけとることになる。

その調印式には、多数の強制労働者を出したポーランド、チェコ、ロシアなどの政府関係者と被害者団体代表、およびユダヤ人団体代表が出席した。これにくわえ、米国政府代表が保証人として参加した。ドイツのフィッシャー外相は、「ナチス犠牲者への道義的責任をはたすことになる」と調印を評価した。

しかし実際は、ドイツ企業界からの補償金は3分の2程度しか集まっておらず、シュレーダー首相、ラムスドルフ政府代理交渉人は、関係企業に対して補償金捻出をよびかけている。また、補償基金参加を拒否する企業には、ボイコットを予告する圧力も日増しに高まっている²⁰⁾。

d) 慶應義塾大学経済学部教授矢野 久〔ドイツ現代社会史専攻〕は、ドイツにおける「記憶・責任・未来」基金財団の歴史的意義を、こう解説している。

日本において、ドイツは「戦後補償を十分におこなってきた国」として理想的に語られることが多い。だが、そのドイツでも、外国人への強制労働に対する補償については、敗戦後50年以上も手つかずのままであった。しかし、2000年7月、ドイツ連邦政府とドイツ企業が出資した基金「記憶・責任・未来」の創設によって、規模があまりにもおおきく実現が困難とされてきた、その強制労働に対する補償がおおきく動き出した。それは、話し合いを重ねたすえに生まれた妥協の産物であったが、一方で政府と企業の「歴史的責任」を明らかにしたことで、画期的な意味をもつのである²¹⁾。

日本は現在〔2003年2月〕、デフレ不況下に苦しい経済運営に呻吟しており、かつ企業業績においても全般的な不振におちこんでいる。現状の日本の政府と産業界に対して、ドイツのような「記憶・責任・未来」基金財団の創設を期待することは、戦争責任問題に関するこの国の意識水準も合わせて考慮するに、いまのところ、ほとんど無理なことだと観察するほかない。

しかし、ジョセフ・S・ナイ『アメリカへの警告-21世紀国際政治のパワーゲーム-』(日本経済新聞社、2002年)に「解説」を寄せた日本経済新聞米州編集総局ワシントン支局春原 剛の警告は、日本の官民の立場を問わず、傾聴に値するものである。

日本が今後もアジアを代表するパワーとしての地位を確保するためには、好むと好まざるとにかかわらずその隣人たち、特に中国や韓国、さらには朝鮮民主主義人民共和国

19) <http://www.germanembassy-japan.org/japanisch/archiv/1808pres.htm> 参照。2003年2月5日検索。

20) <http://www.worldtimes.co.jp/w/eu/data/100717-231051.html> 参照。2003年2月5日検索。

21) <http://www.iwanami.co.jp/sekai/2000/12/139.html> 参照。2003年2月5日検索。

(北朝鮮)との関係にあり方を真剣に考えなければならない。その過程においては、いわゆる日本と各国にまたがる「過去の問題」にも抜本的なメスを入れ、お互いに胸襟を開いて受け入れ合う必要があるのではないか²²⁾。

日本帝国が1945年8月に敗戦を体験してから半世紀以上が経過した。その後この国は、民主主義の国への変身をアメリカ〔を主とする占領軍〕に強いられた。だが、旧日帝自身が背負ってきた〈戦責問題〉を、まっとうに認識する機会をもてず、また本音でもその気がまったくなくように映る戦後史を、日本国は形成してきた。とりわけ、その必要性を全面的に否定するどころか、過去の罪悪を認知することさえかたくなに拒んできた「保守・与党関係者」や「国粋右翼陣営の集団」も、根強く存在した。

在日朝鮮人聯盟の補償要求や未払い金の返還要求の全面拒否を枠組みとした日韓請求権協定は、それゆえ当初から虚偽の上に成り立たざるをえなかった。請求権を立証する「証拠書類」が地方法務局にまるごと保管されていたにもかかわらず、「これを裏付けるよすががない」(椎名外務大臣)とするトリックは、ここから生まれたと解される。そこには、単なる経済的問題を超えて、朝鮮植民地支配、ことに朝鮮人強制連行の事実を抹殺する意図がこめられていた。日韓請求権協定がこうした事実隠しを前提としてのみ成り立ちえたとすれば、これに正当性を認めることは困難であり、日韓協定は、韓国国民の未払い金返還要求、補償要求を拒否できる根拠たりえない²³⁾。

つぎに、金子 勝・藤原帰一・山口二郎編『東アジアで生きよう!』(岩波書店、2003年)の議論に耳を傾けておきたい。以下に、すこし長い参照となる。

日本政府の詭弁。……しかも、日本政府は奇妙なことに、国内の裁判所では、個人賠償を成立させる実体規定が国内法にも国際法にもみいだせないから訴えは認められないと抗弁するのみであって、平和条約などによる個人請求権の消滅を主張してこなかった。日本政府はかつて、被爆者やシベリア被抑留者たちに対し、国際条約において放棄した請求権とは国家の外交保護権のことであり、被害者が個人としてもつ請求権は消滅していないという見解をしめしていた。つまり、それは、請求権放棄の射程を国民：個人にまで拡張したばあいに生ずる賠償・補償義務を回避するための法操作であった。

だが、そうした見解を1度ならずしめした以上、「遅れてきた戦後補償」裁判において、「個人の請求権問題は解決済み」という解釈をもちだすわけにはいかなかった。ただしそれは、あくまで国内においてのことであり、国際的には「個人についても解決済み」であるかのごとき主張を公然とおこない。内と外とで議論をつかい分けていたのが実情であった。

そこには、過去に向きあおうとしない日本という後向きの姿が浮かび上がってくる。

日本も、過去におこなったさまざまな不正に対して、戦後補償の立法化を図り、補償基金のかたちで、早急に「慰安婦」や強制連行・強制労働などの戦争被害者に補償をおこな

22) ジョセフ・S・ナイ、山岡洋一訳『アメリカへの警告－21世紀国際政治のパワーゲーム－』日本経済新聞社、2002年、春原「解説」280頁。

23) 戦後補償問題研究会編、代表 姜 在彦『在日韓国・朝鮮人の戦後補償』明石書店、1991年、147頁。

う必要がある。被害生存者がまで生きていうちに、その不正の責任を認め、謝罪し、個人的補償をおこなうためには、もはや時間的余裕はない。それは全面的解決に向けた重大な歩みであり、いまそれをやらなければ、永久に責任を日本は負わざるをえなくなる。

自信喪失の穴埋め行為。……そういった現状において、実は日本政府は、うしなわれた自信を穴埋めする施策について、きわめて手詰まり状態におちいった。その流れのなかでの苦肉の「失敗策」が日の丸・君が代だった。もちろん、現在の東アジアには、核があり、米軍基地があり、日米安保があり、50年まえとは全然事情がちがう。単純な日本軍国主義の復活はありえない。ただある種の視角として、日の丸・君が代が、もう一度日本人としての優越感をとりもどすため、国民の一体感をつくりなおす「苦肉の策」であったとするならば、逆の論理としてそれは、ある種の「無意識化された劣等感の裏がえし」となる。

現在の日本のいきづまりは、ひとつには、過去の侵略戦争 - 植民地支配の責任をあいまいにしようとした政治路線の当然の帰結である。アジアの一員であり、しかもアジアを侵略した日本にとって、アジアを思考の回路に組こまないかぎり、自己再生の道はありえない。しかし、戦後の日本では、みずからの歴史の根幹にかかわることは、ほとんどなにも考えないできた。とくにそこでは、ナショナリズムはきちんとした議論の対象にさえならなかった。

事実、政治の世界ではことあるごとに戦前回帰の発想が披露され、「日の丸」「君が代」や教育勅語の精神がいとも無神経に強調され、靖国神社の公式参拝が強行されてきた。そのうえ、日本の内向きのナショナリズムといえば、それは例外なしに天皇主義と重なり、その結果、アジアからの声は遮断され、歴史的には天皇神話と深くかかわるアジア蔑視観が増幅されてきた。とりわけ、西尾幹二が代表を務める「新しい歴史をつくる会」は、その先導的役割をになってきている。

「新しい歴史教科書」問題。……2001年4月3日、当時の文部科学省大臣町村信孝は、「つくる会」の教科書を検定で合格させたい、史実の誤謬については検定で修正を要求できても、「歴史観」については検定で修正の要求を出せないという声明を発表した。この声明にはいくつもの詭弁が隠されている。

そのひとつは、「つくる会」の教科書、『歴史』と『公民』に対する修正要求は、それぞれ137項目、99項目が提出されたが、なお何十箇所ずつも「史実」の誤りがのこされたことである。すなわち、文部科学省による検定は、「つくる会」の教科書づくりに協力したのである。検定によって「つくる会」の歴史教科書は、事実上「つくる会」の執筆者と文部科学省の教科書調査官による、共同編集の教科書へと変貌したのである。こうして「つくる会」の歴史教科書は、文部科学省との共同作業を経て、その好戦的で独善的な歴史観を保持し、「近隣諸国条項」を無視したまま、初歩的な誤りの多数を修正し、格段の改善をほどこした教科書へと変貌したといえる。

もうひとつは、町村前文科省大臣の詭弁は、「歴史観」については検定できないという口実で、「つくる会」の教科書を検定合格としたことである。「つくる会」の『歴史』と『公民』の教科書は、検定の主要な基準である「近隣諸国条項」に真っ向から反している点と、修正要求が膨大な数におよんだ点を考慮すれば、当然、検定不合格にすべきであった。そもそも、歴史教科書問題が生じたのは、検定制度に起因している。教科書検定制度が存在するかぎり、日本政府と文部科学省は、教科書の内容に対する責任からのがれるこ

とはできない。

要するに、「歴史観」まで検定できないという町村前文科省の声明は、「近隣諸国条項」を反故にする詭弁でしかない。検定制度が存在するかぎり、日本政府と文科省は「近隣諸国条項」に反する教科書を不合格にする責任を負っている。その責任の放棄について、アジア諸国がくりかえし強く抗議しているのは、当然の結果である²⁴⁾。

21世紀の行き先を眺望すべき地平に立って、過去も現在も未来も合わせて、考えようではないか。

19世紀後半から20世紀に展開されてきた歴史的経緯を反省する意識とは完全に無縁な、そして、時代遅れの帝国主義的かつ皇国主義的な封建遺制的精神構造に「主観的には執着し、客体的には膠着しつづける」日本政府および頑迷な保守国粹陣営の固陋なる政治姿勢は、アジア諸国との関係改善にとって、けっして積極的な作用を発揮できない。おおげさではなく、今世紀においても日本が経済大国としての役割をアジア全体のなかで継続的にはたしたいと思ひ、また、いままで不十分であったこの国の政治的役割をアジア地域で本格的に発揮させたいのであれば、「20世紀からの旧い負の遺産」に目をつむり、おきざりにするのは、非常にまずいことである。それどころか、過去の思い出したくない自国の出来事を糊塗して済ませようとする態度は、アジア諸国から評価されず、ただ反撥を買うだけである。

日米安全保障条約、アメリカ合州国との2国間〈国際〉協定のもとでの日本政府は、今後におけるアジア諸国との外交的な善隣・友好関係を、能動的・前向きに構築することが困難である。日本のアジア外交関係は、日米間の政治関係の抜本的みなおしなくしてありえないからである。

望田幸男『ナチスの国の過去と現在—ドイツの鏡に映る日本—』（新日本出版社、2004年）は、表23「ドイツ（西独）・日本における戦前・戦後の連続と非連続」を説明し、「戦後ドイツの2つの顔」を、つぎのように語っている。

戦争責任・戦争犯罪の意識の強度、そしてアメリカへの従属度、この2点において西ドイツと日本のあいだに、共通性を認めつつも、やはり大きな落差を生みだしてくる歴史的事情を確認せざるをえない。

日本は、戦後経済はアメリカ一辺倒で済み、くわえて経済復興の「テコ」となったのが、1950年に勃発の朝鮮戦争、1950年代後半からのベトナム戦争であった。この2つのアジアの戦争におけるアメリカの軍需的発注を「テコ」にして経済復興がすすみ、そして国際社会への復帰も、日本を戦争の被害諸国〔アジア諸国〕と向きあうことなくおこなわれえた。

西ドイツ憲法〔ドイツ連邦共和国基本法〕は、第1条で「人間の尊厳」を謳い、日本国憲法は第3章で「国民の権利」を謳っている。後者は国籍を前提にした考えかたであり、前者は国を越えた普遍性をもった響きをもっている。今日、多民族・多文化社会における人権という問題が考えられているとき、「人間の尊厳」という表現のほうに現代性を認めざるをえない。

24) 金子・藤原・山口編『東アジアで生きよう！』97頁、102頁、108頁、115-116頁、187頁、169-170頁。

表23 ドイツ（西独）・日本における戦前 - 戦後の連続と非連続

	ドイツ（西独）	日 本
敗戦形態	本土の戦場化	沖 縄 戦
占領形態	米英仏ソ4カ国分割占領	アメリカの実質単独占領
戦後改革	温 和	ラディカル
国家体制	ナチ国家との非連続 ワイマル共和国への復帰	戦前との連続と非連続
社会体制	連 続	連 続
経済復興	隣接工業国との経済交易	アメリカ一辺倒，朝鮮戦争特需 高度工業国としてアジアと対面
憲法体制	第1条：人間の尊厳 第87条：軍 隊 第115条：戦争 - 非常状態	第1章：天 皇 第2章：戦争放棄
平和意識	アウシュビッツ，加害の意識 「過去の反省」の深化	ヒロシマ - 長崎，被害の意識 「過去の反省」の遅れ

出所) 望田幸男『ナチスの国の過去と現在－ドイツの鏡に映る日本－』新日本出版社，2004年，117頁。若干の補正あり。

くわえて，西ドイツ憲法では，その「人間の尊厳」条項がまさきに第1条に配されているのに対して，日本のばあいには第1章（第1～8条）に天皇に関する定めとなっており，国民の権利は第3章に配されている。このことは単に，順位ということにとどまらず，人権に対する「構え」のちがいがみてとれる²⁵⁾。

望田幸男のこの議論に関連させて，日本国の人権状況を端的に反映させる表24「G7加盟国の難民認定人数（国連，2001年）」を参照したい。

表24 G7加盟国の難民認定人数（国連，2001年）

難民認定人数，難民申請数「(認定数)の順位」	
・アメリカ 59,432人 (28,300人)	・カナダ 44,038人 (13,340人)
・ドイツ 118,306人 (22,720人)	・フランス 48,660人 (9,700人)
・イギリス 70,850人 (20,920人)	・イタリア 9,620人 (2,100人)
・日 本 353人 (26人)	

出所) <http://www.interq.or.jp/tokyo/ystation/jvisa6.html> 参照。

この表24は、『海外移住情報』というホームページからの引照である。「難民認定の国際比較」をおこない，つぎのように述べている。

25) 望田幸男『ナチスの国の過去と現在－ドイツの鏡に映る日本－』新日本出版社，2004年，123頁，122頁，124頁。

日本は難民の受入にはきわめて消極的であり、世界から非難をうけることもたびたびである。難民受入数は、先進主要国内で最低の数値である。その背景には、「外国籍の人間を極力受け入れたくない」という日本の姿勢がある。日本は難民申請数じたい異常なまでに少なく、難民サイドから国際的な国としてみられていない²⁶⁾。

望田幸男の議論にもどる。「戦争と平和の問題」に目をうつそう。

日本国憲法は、第2章第9条で戦争放棄と戦力保持の否定を表明している。これに対して西ドイツ憲法では、1956年、軍隊の設置を基本法第87条として定めており、日本のばあいのように「警察予備隊」からはじまって「自衛隊」にいたるまぎらわしい呼称とはちがひ、「軍隊」の保持を明言している。

さらに、西ドイツでは、1968年に基本法115条に戦争・非常状態に関する定めを盛りこんだ。これは、日本流に言えば有事法制であり、この点で西ドイツは日本の大先輩である。

そのように憲法次元では、人権事項における西ドイツの先進性を、逆に平和条項における日本の先進性を認めることができる。しかし、後者に関連して、先進-後進の関係に単純化できない問題状況がある。それは両国の平和意識の問題である。

アウシュビッツでは、「ドイツ」と「ドイツ人」によるユダヤ人をはじめとする、被占領地域の人びとに対するぞつとするような加害の罪を自覚させる。これに対して広島-長崎を訪れる者は、原爆被害の深刻さに衝撃をうけ、戦争における「日本人」の被害の意識を強めさせる。ここを起点にドイツにおいては、戦争責任・戦争犯罪の自覚と謝罪の方向に向かう。これに対して、「日本」のばあいは壮大な、そして持続的な原水爆禁止運動を生みだしていく一方、加害の罪を問うことは後景に退いていく²⁷⁾。

[2] 「国と企業の責任-中国人強制連行-」

日本鋼管・新日鉄・不二越の裁判では、企業は原告たちが労働した事実を認定し、和解が成立した。これらの事例では、時効あるいは除斥期間で請求権が消滅しているとの判決にもかかわらず、企業が解決金あるいは和解金を支払っている。それは、企業が国際的なイメージを考慮したり、道義的な責任を認めて和解に応じたものと考えられる。

だが、企業がもっとも抵抗したのは、「企業の法的責任」の文言を入れることである。しかし、「企業の法的責任」そのものではないが、「企業の責任」について触れた和解事項もある。中国人を強制労働させた鹿島建設株式会社に対して損害賠償を請求した花岡裁判〔花岡鉦山強制労働連行事件〕の和解条項である²⁸⁾。

1944年3月、中国人の本格的な強制連行がはじまった。すでに1942年11月、東條英機内閣の閣議決定で「華人労務者」を日本に「移入」することが決定されており、これが実行にうつされたのである。敗戦の年の6月までの短期間に3万8935人が日本に連行され、苛酷な労働と飢餓のため6830人が、死亡あるいは行方不明になっている（1946年2月末）。

26) <http://www.interq.or.jp/tokyo/ystation/jvisa6.html> 2003年2月22日検索。

27) 望田『ナチスの国の過去と現在』124-125頁。

28) 以下しばらくは、内海愛子『戦後補償から考える日本とアジア』山川出版社、2002年、70頁以降を参照。なお以下の論及は、既述部分との重複にかまわず再論する箇所もある。

つぎに、表25「華人労務者内地移入ニ関スル件（昭和17年11月27日閣議決定）」を参照するが、移入させた労務者の賃銀・労働条件の「待遇面」に関する要領諸事項は、すべて意図的な虚偽で固められたものだった。この点はすでに論及したところである。

表25 華人労務者内地移入ニ関スル件

華人労務者内地移入ニ関スル件（昭和17年11月27日閣議決定）

第1 方針

内地ニ於ケル労務需要ハ愈々逼迫ヲ来タシ、特ニ重筋労務部面ニ於ケル労力不足ノ著シキ現状ニ鑑ミ、左〔下〕記要領ニ依リ華人労務者ヲ内地ニ移入シ、以テ大東亜共栄圏建設ノ遂行ニ協力セシメントス

第2 要領

- 1, 本方針ニ依リ内地ニ移入スル華人労務者ハ、之ヲ国民動員計画産業中、鉱業、荷役業、国防土木建築業及其他ノ工場雑役ニ使用スルコトトスルモ、差当たり重要ナル鉱山、荷役、及工場雑役ニ限ルコト
- 2, 移入スル華人労務者ハ主トシテ華北ノ労務者ヲ以テ充ツルモ、事情ニ依リ其ノ他ノ地域ヨリモ移入シ得ルコト、但シ緊急要員ニ付テハ成ルベク現地ニ於テ使用中ノ同種労務者、並ニ訓練セル元俘虜、元帰順兵ニシテ素質優良ナル者ヲ移入スル方途ヲモ考慮スルコト
- 3, 移入スル華人労務者ノ募集又ハ斡旋ハ、華北労工協会ヲシテ新民会、其他現地機関トノ連繫ノ下ニ、之ニ当ラシムルコト
- 4, 移入スル華人労務者ハ年齢概ネ40歳以下ノ男子ニシテ、心身健全ナル者ヲ選抜スルコトトシ、家族ヲ同伴セシメザルコト
- 5, 華人労務者及其ノ指導者ハ、移入ニ先立チ一定期間現地ノ適当ナル機関ニ於テ必要ナル訓練ヲ為スコト
- 6, 華人労務者ノ使用ヲ認ムル事業場ハ、華人労務者ノ相当数ヲ集团的ニ就勞セシムルコトヲ条件トシ、関係庁協議ノ上之ヲ選定スルコト、但シ華人労務者ヲ供給業者ニ取扱ハシムルコトハ、原則トシテ認めザルコト
- 7, 華人労務者ノ契約期間ハ原則トシテ2年トシ、同一人ヲ継続使用スル場合ニ於テハ、2年経過後適当ナ時期ニ於テ希望ニ依リ一時帰国セシムルコト
- 8, 華人労務者ノ管理ニ関シテハ、華人ノ慣習ニ急激ナル変化ヲ来タサザル如ク特ニ留意スルコト
- 9, 華人労務者ノ食事ハ米食トセズ、華人労務者ノ通常食ヲ供スルモノトシ、之カ食糧手当ニ付テハ、内地ニ於テ特別措置ヲ講ズルコト
- 10, 労務者ノ所得ハ支那現地ニ於テ通常支払ハルベキ賃銀ヲ標準トシ、残留家族ニ対スル送金ヲモ考慮シテ、之ヲ定ムルコト
- 11, 華人労務者ノ移入ノ時期、員数、輸送、防疫、防諜、登録其他移入ニ必要ナル具体的細目ニ付テハ、関係庁協議ノ上決定スルコト
- 12, 華人労務者ノ家族送金及持帰金ニ付テハ、原則トシテ特別ノ制限ヲ附セザルコトトシ、本方策ノ実施ニ依リ日支間国際収支ニ重大ナル影響ヲ及ボス場合ハ、可能ナル範圍ニ於テ内地ヨリ支那向適当ナル裏付物資ノ給付ニ付考慮スルコト

第3 措置

本方策ノ実施ニ当リテハ、之カ成否ノ影響大ナルヘキニ鑑ミ、別ニ定ムル要領ニ依リ試験的ニ之ヲ行ヒ、其ノ成績ニ依リ漸次本方策ノ全面的実施ニ移ルモノトスルコト
〔外務省報告書、第1分冊、43頁以下〕

* この閣議決定をおこなった閣僚は、つぎのとおりである。

(内閣総理大臣)	東條 英機	(外務大臣)	谷 正之
(内務大臣)	湯沢三千男	(大蔵大臣)	賀屋 興宣
(陸軍大臣)	東條 英機	(海軍大臣)	嶋田繁太郎
(司法大臣)	岩村 通世	(文部大臣)	橋田 邦彦
(農林大臣)	井野 碩哉	(商工大臣)	岸 信介
(逓信大臣)	寺島 健	(鉄道大臣)	八田 嘉明
(厚生大臣)	小泉 親彦	(大東亜大臣)	青木 一男
(国務大臣)	鈴木 貞一	(国務大臣)	安藤紀三郎
(内閣書記官長)	星野 直樹		

出所) 劉 智渠述、劉 永鑫・陳 萼芳記『花岡事件－日本に俘虜となった中国人の手記－』岩波書店、1995年、195-198頁より。〔 〕内補足は筆者。

この「華人労務者内地移入ニ関スル件（昭和17年11月27日閣議決定）」にかいまみえるいくつかの問題点を、つぎに批判しておく。

a) 「第2の要領4」は、「移入スル華人労務者ハ年齢概ネ40歳以下ノ男子ニシテ、心身健全ナル者ヲ選抜スルコトトシ、家族ヲ同伴セシメザルコト」と記述している。だが、「移入ニ先立ち一定期間現地ノ適当ナル機関」であった「石門臨時俘虜訓練所」（「第2の要領5」）という名称の「俘虜収容所」は、けっして「心身健全ナル者」を育てるところでも「必要ナル訓練ヲ為ス」（「第2の要領5」）ところでもなく、その逆をいくものであった。ましてや、捕獲した中国軍人俘虜や中国人民衆の取扱に関して、「家族ヲ同伴セシメザルコト」などという絵空事を描いたのは、まったく虚偽の約束事をでっち上げるものであった。

b) 「第2の要領7」は、「契約期間ハ原則トシテ2年トシ、同一人ヲ継続使用スル場合ニ於テハ、2年経過後適当ナ時期ニ於テ希望ニ依リ一時帰国セシムルコト」と記述している。だが、戦争俘虜として収容した中国軍人、あるいは奴隷狩り〔ウサギ狩り〕をしてかき集め、つかい殺すことさえ当然の前提としていた中国人民衆に対して、そのような〈契約的事項〉を用意したことじたい、「ウソを承知」での作文だったといえる。

c) 「第2の要領8」は、「食事ハ米食トセズ、華人労務者ノ通常食ヲ供スルモノトシ、之カ食糧手当ニ付テハ、内地ニ於テ特別措置ヲ講ズルコト」と記述している。だが、該当中国人に対する食糧支給は、要するに「米食」を摂らせず、高粱など雑穀類を当てればよいという考えかたであった。そうした処遇は、すでに日本の属国だった満州国などでおこってきた「民族差別的食糧配給方法」を、単に援用したにすぎなかった。

そもそも、その発想じたい、人間の生存 - 生活にとって基本的要素のひとつである〈食べもの〉をもって、堂々と中国人差別を正当化する帝国意識にどっぷり漬かったものであった。戦争深化のため食糧事情は、日本国内でも極端に悪化していたにせよ、どだい、栄養失調で死亡者がでたり、栄養不足のため病人が回復不能になるほかない「華人労務者」に対する〈食糧の支給〉であった。それゆえ、「内地ニ於テ特別措置ヲ講ズルコト」という記述部分の本当の意味は、いわずもがなの点でもあった。

d) 「第2の要領10」は、「所得ハ支那現地ニ於テ通常支払ハルベキ賃銀ヲ標準トシ、残留家族ニ対スル送金ヲモ考慮シテ、之ヲ定ムルコト」と記述している。だが、日本に移入させた中国人労働者に支給する賃銀水準を、中国現地における中国人向けの「帝国主義的な差別的賃銀」を基準にとって支払うことを決めた点は、高度に搾取的立場を明示するものである。また、奴隷的使役に放りこんだ中国人たちに向かって、「送金」うんぬんの記述をくわえるにいたっては、噴飯ものの説明ですらある。

e) 「第2の要領12」は、「華人労務者ノ家族送金及持帰金ニ付テハ、原則トシテ特別ノ制限ヲ附セザルコト」を記述している。だが、この記述は、その後に鮮明となった関連の事情背景＝真実に接しえている今日、馬鹿馬鹿しいほどにウソをついたものというほかない。該当の労務者＝中国人たちに対しては、奴隷的使役を証明するような低賃金さえ、支払うことを怠ってきたのが日本の企業だった。それなのに、そのうえで「送金の制限まで規定する」という質の悪い茶番劇的な記述まで用意していた。当時の日本政府は、言語道断、作為的なごまかしを平然と〈閣議決定〉したのである。

さて、中国人を日本に「移入」する閣議決定がおこなわれてからその実施まで、1年4

カ月の期間がある。この間、日本政府は南方で捕まった連合国の白人捕虜を利用しよとしていた。輸送する手段がかぎられていたなかで、技術者でかつ白人を、朝鮮や大戦、「満州」「支那」に移送して、生産や軍事上の労務に利用する方針を決定し、実施している（「南方に於ける俘虜の処理要領の件」昭和17年5月5日）。日本国内の炭鉱や工場でも、白人捕虜をつかっている。

中国から、1943年に荷役労働者として約220人が「試験移入」されたのを皮切りに、1944年から本格的な「移入」がはじまった。135の事業所に連行された中国人は、1年半のあいだに17.5%の死亡者が出るほど苛酷な労働を強いられた。敗戦後、中国人は未払い賃銀の交渉と同時に、自分たちは労務者ではなく、国際法上の捕虜の身分であることを確認する交渉をしている。

石飛 仁『中国人強制連行の記録』（三一書房、1997年）は、日本国内に連行された中国人を使役した、土建15社、鉱業15社、造船4社、港湾2運業会の計135事業所の名称を一覧にまとめている²⁹⁾。ここでは、その会社名のみ抽出しておく。なお、会社の名称は当時のものである（「外務省報告書」1946年3月1日調査による）。

- ◎「土建業」……地崎組、川口組、土屋組、菅原組、荒井合名会社、伊藤組、瀬崎組、鉄道工業、鹿島組、鉄道建設興業、間組、飛島組、大成建設（大倉組）、西松組、熊谷組。
- ◎「鉱業」……野村鉱業、明治鉱業、北海道炭礦汽船、井華鉱業（住友鉱業）、日本鉱業、日鉄鉱業、同和鉱業（藤田組）、古河鉱業、戦線鉱業、宇久須鉱業、日本冶金工業、宇部興産、貝島炭鉱、三菱鉱業、三井鉱山。
- ◎「造船」……三井造船、播磨造船所、藤永田造船所、東日本造船。
- ◎「港湾」……日本港運業会、三共。

鹿島組〔現鹿島建設〕花岡鉱山出張所は、とりわけ苛酷な現場であった。1945年6月30日、虐待に抗して中国人労働者が蜂起した。この蜂起とその後の虐待で418人が犠牲になった。敗戦後に出された秋田地裁の判決直後、花岡鉱業所の事件は、連合国がしるところとなり、調査に乗りだしている。中国は連合国の一員であり、その国民に対する虐待は戦争犯罪である。B C級戦犯裁判横浜法廷では、鹿島組花岡出張所の関係者7人が裁かれている。

花岡で蜂起した指導者耿 諄（ゴォン・ジュン）を中心に受難者が、鹿島建設に謝罪と補償を求めて交渉をはじめたのは、1990年である。その結果、つぎに紹介する「共同発表」がおこなわれた³⁰⁾。

国の政策にもとづく企業の行動に「責任」を認めたのである。当初、鹿島建設は「法的な責任」を認めることに抵抗していた。だが、会社の幹部たちが耿 諄ら中国がわ代表者に深い敬意をいだいて接していたことが印象的だった。それがこの「共同発表」の文言となったと思われる。

29) 石飛 仁『中国人強制連行の記録』三一書房、1997年、76-83頁。

30) 『朝日新聞』1990年7月6日朝刊に関連記事報道。

共同発表

1944年から1945年にかけて、株式会社鹿島組花岡鉦山出張所において受難した中国人生存者・遺族が今般来日し、鹿島建設株式会社を訪問し、次の事項が話し合わせられ認識が一致したので、ここに発表する。

1. 中国人が花岡鉦山出張所の現場で受難したのは、閣議決定に基づく強制連行・強制労働に起因する歴史的事実であり、鹿島建設株式会社はこれを事実として認め企業としても責任があると認識し、当該中国人生存者及びその遺族に対して深甚な謝罪の意を表明する。
2. 中国人生存者・遺族は、上記事実に基づいて昨年12月22日付けで公開書簡を鹿島建設株式会社にした。鹿島建設株式会社は、このことについて、双方が話し合いによって解決に努めなければならない問題であることを認める。
3. 双方は、以上のこと及び「過去のことを忘れず、将来の戒めとする」(周恩来)との精神に基づいて、今後、生存者・遺族の代理人等との間で協議を続け、問題の早期解決をめざす。

1999. 7. 5 東京において

花岡事件中国人生存者・遺族を代表して

耿 諄

代理人として 弁護士 新美 隆

弁護士 内田 雅俊

田中 宏

内海 愛子

林 伯耀

鹿島建設株式会社代表取締役副社長

村上 光春

しかし、その後の交渉は進展しなかった。1995年6月28日、中国人被害者11人を原告として損害賠償請求の裁判が提起された。1997年12月10日に請求は棄却された。1999年9月10日、東京高裁は職権による和解を勧告し、2000年11月29日、20回におよぶ交渉のすえ、和解が成立した。中国紅十字会に5億円を信託して、「花岡平和友好基金」を設立し、受難者とその遺族の自立や奨学金などに基金を当てることとなっている。花岡に連行された中国人全員を対象とした画期的な「基金」である。これは、他の3件〔日本鋼管・新日鉄・不二越の裁判〕の和解とのおおきなちがいである。

和解成立に当たって、和解条項の第1項には、双方が1990年の「共同発表」を再確認するとの一文が入っている。だが鹿島は、この発表が「法的責任を認める趣旨のものではない」と主張し、原告がわもこれを「了承した」とある。鹿島は企業の法的責任の文言には

こだわったのである。しかし、「共同発表」が活かされたことにより、閣議決定にもとづく強制連行・強制労働に、鹿島も「企業としても責任がある」ことが再確認されている。国と企業の責任を認めた和解が成立したのである。

『朝日新聞』1990年7月6日朝刊に掲載された記事は、こう報道していた。

鹿島建設本社での約2時間の補償交渉のあと、決起時のリーダー耿 諄と村上光春副社長が会見し、a)花岡事件は〔当時の〕閣議決定による強制連行でおきたものだが、事件そのものは企業にも責任があり、生存者・遺族に深く謝罪する、b)補償については、今後、双方で代理人を立て、話し合いをつづける、などの共同声明を発表した。

また、鹿島以外の企業に対しても裁判がおこされている。さらに、2000年12月27日には、中国の河北省高級人民法院にも、熊谷組・鹿島建設・住友金属などに対する損害賠償の集団訴訟がおこされている。日本では時効や除斥期間などにより損害賠償は認められなかった。中国国内での訴訟は、「日中共同声明」による損害賠償放棄に個人の請求権がふくまれるのか、訴訟がなりゆきが注目される。

花岡事件のおきた秋田県に關係する朝鮮人強制連行については、野添憲治編著『秋田の朝鮮人強制連行－歴史の闇を歩く－』（彩流社、1999年）という文献が公表されている。ともかく中国人強制連行は、日本全国135事業所でおこなわれていた。野添憲治が事務局長を務める「秋田県朝鮮人強制連行真相調査団」は、秋田県には、判明した範囲内で46事業所に1万4180人の朝鮮人がつかわれていた事実を報告している³¹⁾。

＝NPO花岡平和記念会役員＝

- 理事長 川田繁幸（弁護士／地元大館で6.30現地実行委員長等を歴任）
副理事長 田中 宏（中国人強制連行を考える会代表／龍谷大学教授）
谷地田恒夫（地元で労働運動と花岡事件に携わり、生存者・遺族受入の中心に）
理事 新美 隆（元花岡弁護団長、数多くの戦後補償裁判に携わる／東京在住）
猪 八戒（中国人強制連行の在野研究者／大阪在住）
伊藤治兵衛（弁護士／大館平和を守る市民の会代表として平和運動に携わる）
石田 寛（秋田県議会議員／大館市で青年とともに花岡事件に取り組む）
鈴木泰人（歯科医師／大館市で平和運動に情熱を傾ける）
誉田正司（正宗大谷派の僧侶／大館市で平和運動に取り組む）
監事 宮原文彌（僧侶／大館市で世界連邦運動ほかに携わる）
小玉一字（元地方公務員／行政の立場で慰霊事業に携わり、深い理解を示す）

連絡先 NPO花岡平和記念会
〒017-0885 秋田県大館市豊町2番37号 大館労働福祉会館 気付
電話 0186-42-6539 FAX 0186-43-1302 E-Mail: apoc@ruby.ocn.ne.jp
振込先：郵便振込 02230-3-76515
特別非営利法人 NPO花岡平和記念会

出所) http://amanakuni.net/HotNews/HN_hanaoka-kinenkan.html

31) 野添憲治編著『秋田の朝鮮人強制連行－歴史の闇を歩く－』彩流社、1999年、26-29頁。

— 立場をかえると戦後補償は、アジアからの要求が中心になっているが、シベリアに抑留された日本人たちも、日本政府に補償要求の運動をつづけてきた。シベリア抑留は、敗戦後旧満州で武装解除された日本軍の軍人や一部民間人が、ソ連またはモンゴルに連行され強制労働をさせられた問題である。その数60万人、2年から11年におよぶ強制労働で6万8千人が、栄養失調や過労、寒さなどで死亡した。1977年「全国抑留者補償協議会」が結成され、強制労働の賃銀支払いを求めて提訴した。だが、1997年最高裁は、台湾人元日本兵のばあいと同じように「国民がひとしく受忍すべきものだ」として訴えを斥けている。

注意したいのは、その抑留された「日本人」のなかに1万とも1万5千ともいわれる朝鮮人がいたことである。彼らは日本人と別途に裁判をおこした。このほかに、中国に在住していた朝鮮人元日本兵 韓 慶得（ハン・キョンドク）が、軍事郵便貯金の払いもどしを求めたが、物価スライドがいっさいないまま、利息計算で払いもどされている。

2004年6月9日発行の在日韓国人団体系機関紙『民団新聞』は、「帝人・徴用韓国人に見舞金—旧軍需工場の補償肩代わり、1人当たり20万円—」と報じた。

第2次大戦中、静岡県沼津市の軍需工場に強制徴用された韓国人の元女子勤労挺身隊員十数人に対し、繊維大手の帝人（東京本社、千代田区内幸町）が今年初め、一律20万円の「見舞金」を支払っていた。日本の企業が戦後補償がらみの見舞金を、「人道的配慮」からと断わったうえだが、自主的に支払うのは異例である。

帝人は敗戦後、国家総動員法にもとづき沼津の軍需工場で多くの韓国人女性を働かせていた東京麻糸紡績工場の事業を継承していた。東京麻糸紡績は戦時中、パラシュートを製造して海軍に納めていた。労働力不足をまかなうため東京麻糸は勉学の機会を与えると偽って、韓国から多くの女性を女子勤労挺身隊員として動員した。

しかし、賃金は支払われず、韓国への帰国後は元女子勤労挺身隊出身ということでさまざまな社会的差別にさらされた。このため、被害者を代表して釜山在住の2人が1997年、日本国を相手取り6000万円の賠償請求訴訟を起こしていたものの2002年1月、最高裁で敗訴が決まっていた。

最高裁で企業が勝訴したとはいえ、また異例の見舞金支払いとはいえ、元女子勤労挺身隊員十数人に対して各20万円を自主的に支払うことで戦責問題を清算できるのであれば、お安い御用である。もちろん、なにも誠意をみせない企業よりも、数段りっぱな、企業の対応姿勢である。裁判結果をうけ、安心して見舞金の支出となったと推察する。その20万円は、原告がわが負担した裁判関連諸経費のいくらか足しにはなる。

その間の2000年1月27日、「東京麻糸紡績沼津工場元朝鮮人女子勤労挺身隊訴訟を支援する会」と「東京麻糸紡績沼津工場元朝鮮人女子勤労挺身隊訴訟弁護団」は、「東京麻糸紡績沼津工場元朝鮮人女子勤労挺身隊公式謝罪等請求訴訟判決（静岡・朝鮮人元女子勤労挺身隊公式謝罪等請求訴訟）」に対する声明を出している。

「静岡地裁は、原告の正当なる請求をことごとく棄却する不当判決を下した。私たちにはとうてい承服できない判決である」と批判し、さらに「2人の原告が要求していること」を、つぎの4点に整理していた。

第1に、戦時下の空襲におびえながら「女子勤労挺身隊」員として1年以上働かされた、

その間の賃金相当額及び慰謝料を支払うこと。

第2に、それにくわえて、戦争終了時原告たちが韓国に帰るさい、「必らず働いた分の賃金はあとで送るから」という約束が履行されずに50年以上経ってしまった。これに対する補償をすること。

第3に、「日本で働かないか」という勧誘がなされたとき、「日本で働けば、お金も貯まるし、学校にもいける」と語った。しかし、日本では働かせるだけで、学校にもいかせず、給与も支給しなかった。この「嘘」の償いもすべきであること。

第4に、日本政府は、日本人に対する女子勤労挺身隊の就労期間については厚生年金の受給対象期間に参入する措置をとっている。であるとするならば、当時「皇国臣民」として働かせた韓国・朝鮮人にもそれを適用して補償すべきであること³²⁾。

帝人はこうした訴訟での要求をしりぞけることができた。戦時中働かせていた韓国〔朝鮮〕人「女子勤労挺身隊員」十数人に20万円ずつを支払い、これできれいさっぱり〈厄介払い〉ができるならば、これほど「安い買い物：儲け」はなかったことになる。

以上、約60年にもおよぶ韓日間歴史物語の「陰的一幕」であった。帝人〔東京麻糸紡績 唘沼津工場〕のような朝鮮〔韓国〕人の雇傭形態「強制的な徴用労働：奴隷的な搾取実態」は、戦争の時代における出来事としては九牛の一毛であった。

VI 経営思想をになった者としての前田 一

1) 歴史の事実と経営の思想

前田 一の経営労務思想が披露してきた戦前 - 戦中 - 戦後の遍歴に対しては、最後につぎのような問題提起をしておこう。

つまりあの戦争は、日本国内における「革命戦争」ではなく、外に向けての「侵略戦争」であったために、「大日本帝国」の敗北を喜んだ者は、全てが外国人であった。日本人民は、戦争が「終わった」ことを喜びえたとしても、「敗けた」ことを喜んで迎えたわけではなかった。わたしたちは、このことを安易に見すごしていたために、戦前と戦後を簡単に区別してしまい、別の新しい社会が始まったかのように錯覚したのだ。日本の敗北と、自己の解放と結びつけて「喜び」をもちえた者はこの日本列島にいただけであったか――それは中国人であり、朝鮮人であり、苦闘だけがおおいかぶさっていた下層労働者であった。

実際のところ、多くの日本人にとって戦後をいきることは戦前的な「国家体制を拒否する」行為より、すばやく、「敗北から立ち直る」行為のほうが大切であった。したがって、「戦後」は、とりもなおさず、敗者が復興するための歴史であったのである。では、いったいだれが敗けたのか……³³⁾。

石飛 仁『中国人強制連行の記録』(三一書房, 1997年)は、鹿島建設〔旧鹿島組〕の社

32) <http://www1.jca.apc.org/aml/200001/16175.html> 2003年2月28日検索。

33) 石飛仁『中国人強制連行の記録』90頁。

史に触れながら、さらに具体的にこう批判する。

「満州事変」が始まるころに300人にみたなかった社員が、太平洋戦争へと突入していく1941年には1500人にたつる大会社になっていった鹿島組は、中国大陸・台湾・朝鮮・樺太で現地人を酷使して鉄道工事を請負い、巨大な富を得ていった。

そして、さらに中国人を日本列島につれてきて、奴隷のようにこき使い、殺した。その鹿島組が、1年たりと休業することなく、失地を回復していくのである。

その「栄光」に輝く社史、たとえば『鹿島建設七十年小史』1950年、西谷彌兵衛著『鹿島守之助伝』1956年、『わが回想録』1965年などには、株式会社鹿島組が、北海道玉川、長野県木曾御岳、岐阜県各務原、群馬県藪塚、そして秋田県花岡の5事業所で、合計1888人の中国人を奴隷労働させたあげく521人をも殺してしまった「事実」に一行たりともふれられていない。

自社の社員が、中国人を虐殺したかどで戦犯に問われ、3人が絞首刑を求刑、1人が終身刑を求刑されていた事実、いやそれよりもなによりも、自社社員が中国人の反乱にあって4人も殺されている事実、そして、大社長鹿島守之助がGHQに召喚された一受難時代を書きのこしていないというのはどういうことなのか。「嘘の歴史」で自らを飾りたてる民族は滅びる³⁴⁾。

鹿島建設社史編纂委員会編『鹿島建設百三十年史』（鹿島建設株式会社、昭和46年）は、昭和20〔1945〕年3月から昭和天皇の在所として建設されることになった地下施設工事の施工に当たった。この社史はとくに、戦争末期における松代大本営の建築工事を、こう記述している。

工事は地下倉庫の附属建家として施工されたが、特殊建築であるため、すべての資材は軍より支給され、労務者は軍より動員の長野県勤労報国隊および勤労働員計画による義勇隊、勤労奉仕などをもって充当された。

軍より食糧、寝具の一部および宿舍の支給をうけ、厳しい環境の中で、対空遮蔽に苦心しながら連日連夜超突貫工事を続けたが、出来高90%で終戦を迎え、まぼろしの大本営に終わった³⁵⁾。

この記述は、つぎのような歴史的事実を意図的に除外したものである。

すなわち、松代大本営の現場作業には、勤労働員された日本人労働者だけでなく、強制連行された朝鮮人労働者や日本各地の工事現場から移された朝鮮人労働者がいた。その数はいまだに定かではない点もあるが、約7千人以上も狩りあつめられていた。とくに、昼夜二交替のもっとも過酷な労働を強いられたのは、朝鮮人労働者たちであった。

秘密とはいえ大本営施設工事自体は隠しきれぬものでもないが、少なくとも天皇の仮皇居の内部の箇所はとくに秘密を要する部分である……、その地下隧道を掘ったのはまぎれもなく朝鮮人である。そしてここには西松組とは別途に鹿島組をして東京付近の工事現場から選抜して180名ばかり連行してきて、外にある西松組の飯場とは切りはなし

34) 同書、〔あとがき〕267頁。

35) 鹿島建設社史編纂委員会編『鹿島建設百三十年史 上』鹿島建設株式会社、昭和46年、319-320頁。

て門鑑の中に特別に2カ所の飯場をつくらせた。

これら朝鮮人労働者40余人あるいは百数十人が軍の監視の下に目かくしされて人の知らないように夜闇に乗じてつれだされ、山中で銃殺されて穴に埋められたとしても、担当者数人が口をわらなければ完全にそのような事実は明るみにでないのである。

戦時中戦争遂行上秘密に属する任務を担当していた者はその任務が終了しだい、秘密漏洩のおそれありとして殺してしまう例は沢山あって、いわば常識ともなっている。

当時朝鮮人や中国人を何かの理由をつけて殺すということは、軍部にとっては大したことではなかったのである³⁶⁾。

松代大本営工事に関しては、この工事に狩りだされた朝鮮人数百名が行方不明になっている、用が済んでから秘密を守るために殺された、という指摘もある³⁷⁾。

つぎのような指摘もある。松代大本営地下壕の建設作業に従事した朝鮮人労働者は、武装した守衛の見張りのもとでほとんど1日14時間以上労働し、危険な箇所の工事には必らず朝鮮人が働かされた。事故死者や栄養失調による死者・凍死者・監督に木刀でなぐり殺される者が続出した。なかでも1945年4月、重要箇所の工事が完了すると、これに従事していた朝鮮人46人は機密保護を理由に虐殺されたともいう³⁸⁾。

会社の工事関係者は当然、その真実をしっていた。だが、関係者全員が口をつぐんだまま語らず、その後も告白しないままできた。そのためいまでは、真相は闇のなかに葬られたのである。ここでは、松代大本営工事に駆りだされた生き証人である在日朝鮮人、崔小岩に語らせた書物など、都合4冊を紹介する。

- ・松代大本営の保存をすすめる会編『松代大本営と崔小岩』平和文化、1991年。
- ・松代大本営の保存をすすめる会編『ガイドブック 松代大本営』新日本出版社、1995年。
- ・青木孝寿『改訂版 松代大本営－歴史の証言－』新日本出版社、1997年。
- ・松代大本営労働証言集編集委員会編『岩陰の語り－松代大本営工事の労働証言－』郷土出版社、2001年。

上羽 修『中国人強制連行の軌跡－「聖戦」の墓標－』（青木書店、1993年）は、日中にまたがって関連する事実を、こう表現して伝えている。

旧満洲の密山炭鉱に勤めていた日本人社員は、こと「満人」や「苦力」に関するかぎり、口が重かった。逆に、敗戦時に苦労した体験談になるととどまるところがない。植民地の支配者として振る舞っていた甘美な生活から、一転、塗炭の苦しみをなめた経験を消しがたいのは当然であろう。しかし、日本人が支配者として振る舞っていた時こそ、侵略された国の人々は汚辱と苦渋を強いられていたのである。その時、日本人は他民族をどのように見ていたのか、扱っていたのか、という支配者側の意識については、なかなか話してもらえない。

……満洲の戦時重要産業に狩りだされた人々の死亡率である。警務総局の実態調査に

36) 朴 慶植『天皇制国家と在日朝鮮人 増補改訂版』社会評論社、1986年、144-145頁。

37) 信太一郎『朝鮮の歴史と日本』明石書店、1989年、198頁。

38) 岩村登志夫『在日朝鮮人と日本労働者階級』校倉書房、1972年、298頁。

よると、輔導・保護工人の死亡率は10%前後であり、老頭溝炭鉱に限れば1年間で20%にもものぼることが推測された。しかし、本当にこれくらいで済んだのだろうか、という疑問を私はもっている。

石門勞工訓練所の収容者の死亡率もすさまじく高かった〔前出〕と思われるがはっきりしない。

そしてなお理解できないのは、これだけの死者を毎日のように見ていた日本人関係者の意識である³⁹⁾。

鹿島建設社史編纂委員会編『鹿島建設百三十年史』1971年ののこした社史記述は、会社史編纂「企業主体の歴史倫理的な精神構造」が問題にされるべき事由を、提示していた。事実を事実として正直に記述せず、都合の悪い場面を隠蔽する記述の方法は、その会社の対社会的責任面において今後、歴史的意識の認識に関して誠実性の問題を投じるにちがいないからである。

株式会社熊谷組編『熊谷組社史』(同社発行、経済往来社制作、昭和43年)は、昭和17〔1942〕年における、同社が請け負っていた工事現場の状況を、こう描いていた。

こんなことで道具もあまりないのだから、仕事をやるといってもそうやれなかった。それに第1、人がいないのだ。戦争がだんだん熾烈になってきて、みな戦争へ出ていく。朝鮮人といっても限度がある。そこで捕虜を使ったらどうかということで、中国人の捕虜をだいぶ使った。場所は松本とか富士とかの飛行場が多かった。水力電力では猪苗代発電所、平岡発電所だが、平岡では欧米人の捕虜も使った。働きぶりは、中国人の方にはわりなきつい使い方だったからか相当働いたが、欧米人となるとブラブラした働きぶりだった。もっとも捕虜として来た当時は、病人や栄養失調者が多くて労働力にはならなかった。捕虜の労働には金を払ったが、この捕虜使用はあとで戦犯に問われることになった⁴⁰⁾。

この株式会社熊谷組編『熊谷組社史』にみられる記述は、前田 一『特殊労務者の労務管理』昭和18年11月のとりあげていた当時日本国内の労働事情を、ある程度反映したものといえる。

地崎工業社史編さん委員会編『地崎工業百年史』(株式会社地崎工業、平成4年)は、太平洋戦争中に「外国人を使役する立場」「朝鮮人・中国人を使う現場が、否応無しに地崎組にもまわってきた」事実を記述している。この社史は、朝鮮人強制連行の3段階「募集 - 斡旋 - 徴用」方式にふれて、こうも記述する。

昭和「19年から敗戦の20年8月までは、徴用方式に変わっていった。しかし募集、斡旋、徴用のすべての時期を通じて、必要数にたりないときは、拉致・誘拐も行われていたという。だから大学生、軍人、役場書記などのほか、学校長や警察官までが拉致されて強制労働に従事していたという。「外国人労働者は、中央協和会という団体を経由して日本にやってきた。協和会は厚生省や内務省などの中央官庁の官僚で組織され、地方には道府県

39) 上羽 修『中国人強制連行の軌跡 - 「聖戦」の墓標 -』青木書店、1993年、244-245頁。

〔 〕内捕捉は筆者。

40) 株式会社熊谷組編『熊谷組社史』同社発行、経済往来社制作、昭和43年、106頁。

・都市を単位とする支会，さらに市町村や職場の小さな下部組織につながっていた。地崎組など土建業界，炭鉱などのエネルギー産業は，当時はほとんど軍需に応じて仕事をしてきたから，外国人労働者と無縁ではあり得なかった⁴¹⁾。

「地崎組 - 地崎工業の社史」は，部分的，限定的にだが，歴史の真実に論及がある。だが，日本帝国の同じ臣民：「天皇の赤子」だったから，当然「一視同仁」されるべきだった朝鮮人を，あくまで〈外国人〉と呼称したところに特徴もあった。好意的に解釈するならそれは，社史を執筆していた時点で，朝鮮人や中国人をとらえた記述方法なのかもしれない。

とはいえ，もっと歴史の真実にせまった記述を与えている社史がないわけではない。総監修 玉城 素，編修委員長鈴木信康〔前委員長〕・中島菊男〔委員長〕，ほか委員15名，間組百年史編纂委員会編『間組百年史 1889-1945』（株式会社間組，1989年）は，経営史の専門家が総監修した社史である。この社史は，昭和17〔1942〕年10月，御嶽発電所建設が命令工事として開始されたことに関連して，こういう記述をおこなっている。

こうした稀に見る難工事に直接従事したのは，中国から「俘虜」として強制連行された中国人と，やはり強制連行されてきた朝鮮人であった。食糧難と資材難，さらには難工事という幾重にも重なった悪条件のため，犠牲者は実に多かった。

御嶽発電所は幾多の犠牲者を出しながらも出力することなく，虚しく敗戦を迎えたのである。

当社は昭和17年1月，日本発送電から岩本発電所建設工事を特命で受注した。

……中略……

工事に動員されたのは強制連行された朝鮮人，中国人であった。朝鮮人に関しては，当社の労務課が朝鮮に数回募集に行った。動員された朝鮮人の数は約1000名に達したという。

中国人は中国大陸で捕らえられた「俘虜」であり，その数は612名であるが，このうち6名は日本への途中で病に倒れた。

すでに現場は極限状態であった。当時食料は非常に粗悪で，カボチャ，トウモロコシ，サツマイモなどが主食であったが，それすら満足に食べられない慢性的な飢餓状態にあった。苛酷な労働のため死亡者が続出し，中国人は43名が死亡した。また，こうした劣悪条件に耐えられず逃亡する朝鮮人，中国人も相次いだ⁴²⁾。

昭和16年8月に，鉄道省東京第2工事事務所において落札した横須賀線「横須賀-久里浜間線路新設土工」工事に関する記述には，こういう部分がある。

「大東亜戦争開戦後の工事現場からは，毎日のように男たちは召集を受けて戦場へと出ていったため，工事は深刻な人手不足に悩まなければならなかった。ほどなく人手に窮し

41) 地崎工業社史編さん委員会編『地崎工業百年史』株式会社地崎工業，平成4年，142頁，143頁。

42) 総監修 玉城 素，編修委員長鈴木信康〔前委員長〕・中島菊男〔委員長〕，ほか委員15名，間組百年史編纂委員会編『間組百年史 1889-1945』株式会社間組，1989年，712頁，713頁，713-714頁。

た現場へ200人ほどの朝鮮人が配置され、彼らが隧道のズリ出しなどの力仕事を受け持った。不慣れな環境のもとであったが朝鮮人労働者は日本語の達者な班長のもとによく統制され、土砂を積んだトロを押す仕事に就いた。工事は進捗をみせた。

さらに、昭和19年3月にはじまったある工事に関しては、「始まったものの、木材、鋼材等の資材はたちまち不足をきたした。技術者も労働者も戦場へ召集され、あるいは南方へ徴用され、現場は徴用された朝鮮人労働者たちだけになるという状況も生じた。あれこれ工面しながらつづけた工事もついにその年12月には継続不能となり、翌20年2月20日に解約となった」。

「朝鮮半島や国内各地から徴用した朝鮮人労働者なくしては進展しえなかった決戦下工事の最後のありさまをうかがうことができる」のは、本土防衛工事〔地下施設・工場建設〕でも明らかな点であった。ある地下工事では、「当社の部隊だけでは労力が足りない。そこで海軍の手配により、中国八路軍の捕虜約1000名、朝鮮人勤労報国隊1500名、海軍施設本部から後備召集兵約1000名が集められた。もっとも、技術のない素人ばかりだったから、軍の監督官の催促にいかかわらず人ばかり多くて作業がはかどらない。またダイナマイトや坑木、土工用具が大幅に不足していたから、工事は遅々として進まず、ついに終戦まで完成しなかった」。

「またこの工事で多数の捕虜を使役したことにより、たまたま主張所次長だった原田五郎ら2名が戦犯に指名され、裁判にかけられるという思わぬ大事件が出来た。この裁判は、途中進駐軍の方針が変わったため中止され、罪に問われることはなかったが、当社としては唯一の戦犯容疑事件であった」⁴³⁾。

さて、鹿島建設株式会社編『鹿島守之助—その思想と行動—』(鹿島出版会、昭和52年)は、外交官でもあった鹿島守之助の業績を称賛する著作である。戦時体制期に関しては、こう記述している。

戦局の深化は、建設業界にも重大な試練を加えようとした。

昭和13年1月に公布、5月に施行された国家総動員法の発動による経済統制は、産業界の様相を根本から変貌させるほどのものであった。

もともと国際問題の権威であり、外交評論家であった守之助は、つとに平和外交の急務とその方途を論じ、しばしばわが国の外交政策に警告を発していた。しかし現実には、彼の危惧したとおり、2正面どころか、全面戦争へと、戦局拡大の途を転落していったのである。

守之助自身の家庭において、卯女がその夫人として終始もっとも良き理解者であり、協力者であり、さらに進んで奥地の建設工事現場へも夫とともにしばしば訪れて、従業員家族を慰める努力を惜しまなかったことは、……従業員家族の大きな期待と信頼の的たらしめる有力な精神的支柱となったのであった。

鹿島組の応召、応徴者についてみるに、昭和17年度には、応召90名、入営220名、応徴52名、計362名で、社員総数1830名の約2割、さらに昭和18年度には、応召181名、入営240名、応徴37名、計458名で、社員総数2190名の約2割に達し、以後その数は増大し

43) 同書、720頁、721頁、731頁。

ていった。

しかし、こうした人手不足にもかかわらず、工事はますます多忙をきわめていった。

大戦末期においては、配給切符による資材の入手さえ、現物化が困難となるありさまであり、食糧の配給についても代用食が多くなったので、昭和19年以降は労働に耐えられないという訴えが強くなり、ヤミ米が横行するなど、現場関係者の苦労は想像以上のものであった。

事態の窮迫に焦慮した政府は、ついに昭和20年に入って、戦時建設団令を公布施行し、建設業者はすべてこの団員として、厳重な統制下におき、工事命令はいっさいこの戦時建設団で一括引き受け、団員に割り当てるといような方法をとることになったが、建設団の発足後6カ月にして、あえなく終戦となったのである⁴⁴⁾。

戦争末期における松代大本営の建築工事は、この最後の段落が記述する時代状況のなかで強行に施行されたものであった。自社の従業員〔もちろん本社員に限定〕に対する愛情のこもった記述や、守之助夫人の婦徳を特記する記述は、美しい身内意識の発露にみえる。

しかし、戦時体制の深化、戦局の困難化にしたがい鹿島組も当面していった「応召者・入営者・応徴者の増大」や、同時に「多忙化していった工事」を穴埋めした人的資源は、いったいどこから調達できたのか。そしてまた、1944〔昭和19〕年以降の食糧不足のなかで、「想像以上の苦労」をさらにさせられた労働者は、いったい誰らであったのか。とくに、1945年3月にはじまる松代大本営の建築工事の奴隷的労働に酷使された者たちは、いったいどこから連れてこられた人びとであったのか。

さらに、鹿島建設株式会社編『鹿島守之助—その思想と行動—』は、「昭和21年1月、守之助は、戦時中の大政翼賛会調査局長在任という、ただそれだけの理由で、戦争協力のかどをもって『公職追放』の指定を受け、また同時に言論パージにもなってしまった」。昭和26年8月、追放指定が解除されるまで、穏忍自重のやむなきにいたった、と嘆いていた⁴⁵⁾。くわえて、彼の辞書には、後悔・教訓という文字はないようである。ただひとつ悔やみことばがある。「結局、いい土木機械を満州や朝鮮に置き去りでしたからね」⁴⁶⁾。

だが、自社請負工事をとおして朝鮮人や中国人労働者を、殺人行為にひとしい使役に課す工事現場に放りこんでおきながら、鹿島組「最高経営者である守之助」自身の「被害者(?)的側面」のみを特筆大書するとき記述は、「いまやものいわぬ人びと：亡霊」への怖れを感じえない者だけになしうるそれである。

鹿島建設社史編纂委員会編『鹿島建設—百四十年の歩み—』(鹿島建設株式会社、昭和55年)は、昭和13〔1938〕年に社長に就任した鹿島守之助は、「社長に就任して以来の約30年間を回顧してみますと、私の経営に当たっての基本的信条は、人道主義と合理主義に立脚し、科学的管理法を導入したことであります。科学的管理法の骨子は、予算統制と経営比較で

44) 鹿島建設株式会社編『鹿島守之助—その思想と行動—』鹿島出版会、昭和52年、121頁、129頁、131頁、132頁。引用では適宜、取捨選択した字句がある。

45) 同書、142頁。

46) 山田昭次・田中 宏編著『隣国からの告発—強制連行の企業責任2—』創史社、1996年、211頁。

あります。また市場分析を行ない、施工力の拡大と拡充を図りました。さらにはまた、新技術の採用およびこれが開発に努力してきました。これらの基本方針は、今日においても、また将来においても、なんら修正の要はないと信じております」⁴⁷⁾と確言していた。

しかし、鹿島守之助が自社「百四十年の歩み」を回顧する姿勢については、なにかうさん臭いものを感じざるほかない。

鹿島建設社史編纂委員会編『鹿島建設―百四十年の歩み―』は、“鉄道の鹿島”の精華を發揮したと自賛する「世紀の難工事丹那トンネル」建設にも言及する。すなわち、この丹那トンネル「工事は大正7〔1918〕年7月から昭和9〔1934〕年3月まで16カ年の長期間にわたり、国難を克服し、鉄道史上にも輝く金字塔を樹立した」と激賞したのである。結局、『鹿島の歴史』は、「戦前から戦後へ、1本の太い流れが連続しており、この意味では、戦前と戦後に“断絶”はない」と断言していた⁴⁸⁾。

この『鹿島建設―百四十年の歩み―』はさらに、こう主張してもいた。

ピーター・F・ドラッカー『現代の経営』は“組織の精神”ということばをつかって、経営者はいかに人をつかうべきかにふれ、ふたつの有名な文句を引用している。それは、「凡人に非凡なことをさせる」という文句と、身体障害者職場開拓運動の標語：「重要なのはその人の失われた能力ではなく、その人のもつ能力である」という文句である。鹿島守之助が「古いものは古いもので使い道がある」というのも、それらと一脈つうずるものがありそうに思える。「鹿島守之助社長は、戦後の最悪の条件の中でも、この信条をつらぬいた」のである。だから、鹿島守之助には「一つの経営哲学―鹿島イズムがのぞいているような気がする。それは『首切りは悪』という消極的なものではなく、『人はそれぞれ生かした使いみちがある』という積極的な姿勢である」⁴⁹⁾。

『鹿島建設―百四十年の歩み―』はこのように、自社の視点：価値づけをもって、『人はそれぞれ生かした使いみちがある』という「積極的な姿勢を有する企業信条」が、鹿島守之助の「経営哲学：鹿島イズム」だと高く評価したわけである。だが、「16カ年の長期間にもおよんだ〈世紀の難工事丹那トンネル〉」建設においては、朝鮮人7名をふくむ総勢67名の犠牲者が出ていた。ところが、鹿島組〔鹿島建設〕のこの社史は、その歴史的事実〔「尊い多くの犠牲者をも出し」た「世紀の難工事」⁵⁰⁾〕にくわしく触れず、ごく控えめに記述するだけであった。

もっとも、鹿島組本社員の戦争被害については、つぎのように書かせている。

昭和20（1945）年に入ると空襲はもう日常茶飯事となり、支店・出張所・社員宅などつぎつぎと空襲で被災した。東京では3月10日の下町大空襲で深川の旧鹿島邸あとにあった深川工作所が全焼し、多くの機材ほか付属住宅の防空壕にいた社員・留守家族全員

47) 鹿島建設社史編纂委員会編『鹿島建設―百四十年の歩み―』鹿島建設株式会社、昭和55年、「再刊増補のことば」viii頁。

48) 同書、39頁、81頁。

49) 同書、84-85頁。

50) 同書、40頁。

が焼死する惨事があった⁵¹⁾。

丹那トンネル口には、鹿島組が請け負ったその工事によって死亡した労働者全員の氏名を刻んだ「殉職碑」が設置され、いまでもその「尊い多くの犠牲者」を忘れないようにと記念している。この「丹那隧道工事殉職者」という事蹟は、日本社会史のなかでは有名な記憶であり、とくに現地住民たちに対しては、遺された歴史の記憶として強烈なものがある。くわえてその後、太平洋戦争期に入って敗戦まで、強制連行した朝鮮人や、中国から狩りだしてきた中国人たちを、奴隷的使役につかせ酷使してきた日本産業労働史を回顧するさい、その著名な企業の1社としての鹿島組を挙げておかねばならない。

ともかく、程度の差はあれ、『間組百年史 1889-1945』1989年、『地崎工業百年史』1992年が、戦時強制労働の現場においては、少なからぬ人数の朝鮮人や中国人の犠牲者が発生したことに言及する。これにくらべて『鹿島建設-百四十年の歩み-』は、戦時〔末期〕労働史の真相に言及することを回避してきた。

その意味合いで観察するならば、鹿島守之助が、戦時と戦後とをとおして「人はそれぞれ生かした使いみちがある」という信条をつらぬいたとは、けっしていえない。また、「鹿島の歴史」には、「戦前から戦後へ1本の太い流れが連続しているとか戦前と戦後に“断絶”はない」とか謳いあげるのは、誇張でないとするれば、虚偽の宣伝文句でしかない。

・日本経営史研究所編『「会社史」入門』(につかん書房, 昭和59年)は、「どのような会社史がのぞましいか」という項目のなかで、「会社史に書かれるべきこと」を列挙している⁵²⁾。

- a) 企業経営の歴史が、内部の諸記録にもとづいて、客観的に書かれていなければならない。
- b) 企業外部の環境の変化に対応した経営戦略の展開など、重要なポイントについての意思決定過程と、その決定の実施と結果について書かれている必要がある。
- c) 大企業ともなると供給する製品やサービスは多角化し、組織も巨大化しているから、事業部門・事業所・関連会社も多数にのぼるが、それらについての体系的な記述がなされている必要がある。
- d) 企業のもつ経営理念、経営目標などがしめされ、歴史のなでどのように機能してきたかが記述されていなければならない。
- e) 企業にとって重要なトピックについての記述がほしい。
- f) 企業経営の歴史的情報を具体的なかたちで提供することが望まれる。

— いうまでもない点だが、社史の内容として判断するとき、「鹿島建設〔鹿島組〕」と「熊谷組・間組・地崎工業など」とのどちらが、より「のぞましい」記述だと評価されるだろうか。もっとも、熊谷組の社史は、歴史的に「書かれるべき」事実に関して欠ける内容がまだあったはず、と疑われてもよい筆致である。だが、鹿島建設の社史は、事実そのものに部分的にフタをかぶせた記述だ、とする批判を回避できない。

鹿島守之助『勝利への道 続編』(鹿島組, 昭和19年8月)は序文のなかで、「日本の敗北」を予期する「戦争と人的資源の問題に言及」していた。

51) 小野一成『鹿島建設の歩み-一人が事業であった頃-』鹿島出版会, 1989年, 187頁。

52) 日本経営史研究所編『「会社史」入門』につかん書房, 昭和59年, 54-56頁。

戦争は戦闘員の動員の他、軍需生産への労働力の大量誘引の結果、非常な人不足を生ずるものである。各交戦国共老少年は素より婦女子を動員しても尚足らざる有様である。ソ連経済学者エヴェントフは「戦争の勝敗は、他の如何なる問題よりも人的資源の正しい利用如何に依って左右されるものである」と断じてゐるが我等の事業に付ても同様のことが云へる〔が云へる〕。社員の適正配置、労務管理の良否に依って勝敗が左右せられると思ふ。軍部が最近労務管理の関して最大の関心を払ひ出したことも謂れあることである。我等は軍の要望に応じ、直備制度其他に関し最大の注意を払はねばならない⁵³⁾。

太平洋戦争末期、鹿島組のうけおっていた工事現場では、「膨大なる鹿島組諸規則となつて現はれて来た」「科学的管理」の「具体的実績」⁵⁴⁾が、すでに完全に崩壊していた。

第2次大戦開始後約半年、太平洋戦争開始までと約1年半の時点で、鹿島守之助『勝利への道』(鹿島組、昭和15年2月)は、自社「鹿島組の長期建設」を考慮するに当たり直面する大きな2つの問題を、こう説明していた。

「その第1は、創業以来我が組が第1流組の地位を確保して来たが畜に之を保持するのみならず、益々其の地位を強化せんとする生存理想の問題である」。

「その第2は、鹿島組内の社会正義を実現し、鹿島共同体の信念を強化する問題である。各組員の物質上の幸福増進のみを以ては充分でない、組の内部に於て正義が実現せられねばならない。尚又、鹿島組共同体信念の強化の上に於てのみ我が組の長期建設は可能であろう」⁵⁵⁾。

この「鹿島組」共同体の幸福：信念：理想：正義とはあくまで、鹿島「組内の社会」におけるものでしかない。

鹿島建設〔鹿島組〕の最高責任者：鹿島守之助、そしてまた財界理論派闘士であり、実業界の実戦部隊の先頭に立って経済活動に従事してきた前田一という人物はともに、太平洋戦争末期における松代大本営構築工事に送りこまれた朝鮮人労働者の末路に関して、重大な責任がある。だが、この論点に注目してこの2名の人物を描いた文献は、いまのところみつからない。

2) 被用者としての前田 一

戦前期に『サラリマン物語』昭和3年3月、『続サラリマン物語』昭和3年12月、『職業婦人物語』昭和4年5月などを執筆した前田が、当時の日本企業社会になかに有為の人物として登場する歴史的背景を、もう一度回顧しておきたい。

日本において学歴重視の採用、「学校出」の採用が、銀行や財閥系の大企業を中心によろやく制度化されはじめるのは、まさに明治30年代後半〔1890年代中期〕という時期であ

53) 鹿島守之助『勝利への道 続編』鹿島組、昭和19年、序文8-9頁。〔 〕内の訂正は筆者。

なお、『鹿島守之助経営論撰集 第2巻 続勝利への道』鹿島研究所出版会、昭和49年では、7-8頁。

54) 同書、序文1頁。

55) 鹿島守之助『勝利への道』鹿島組、昭和15年〔引用は『鹿島守之助経営論撰集 第1巻 勝利への道』鹿島研究所出版会、昭和49年より〕18-19頁。

った。ここで、表26「東大・京大の卒業生就職分布」をみたい。

表26 東大・京大の卒業生就職分布

	官 吏	会 社 員
明治36(1903)年	1,531人	716
明治44(1901)年	2,215	1,414
大正3(1914)年	3,691	2,557
大正6(1917)年	4,427	4,974

注記)『文部省年鑑』により作成。松成義衛・ほか3名
『日本のサラリーマン』青木書店, 1957年より。
出所)野田一夫『日本の重役』ダイヤモンド社, 昭和
35年, 151頁。

今日のサラリーマン像は、大正末期、とくに第1次大戦後に成立し、昭和初期の恐慌から準戦時体制期に完成したのである。そしてそれは、年功制度の形成確立と歩調を一にしていた。大企業は、官僚組織的な“近代化”を推しすすめ、壮大なピラミッド型の管理体制をつくりあげ、そのなかに多数の学卒サラリーマンを配置したのである。

なぜ、銀行や会社が学校出を積極的に採用しはじめたのかについては、なによりも、企業の規模がおおきくなり、組織として整備されるにつれて、単に簿記や英語の知識・技術だけでなく、組織を管理し運営していく新しい類型の専門家、つまり経営者や管理者への必要性が高まったことを、第1の理由として挙げる必要がある。

さらに第2の重要な理由は、官庁との関係である。「官民尊卑」の風潮のなかで、同じ近代部門の組織体であっても、企業の地位はいちだん低い。学校出の採用は、企業の社会的威信を高め、官庁と同格化するためにも積極的にすすめられねばならなかったのである⁵⁶⁾。

その意味では、東京帝大法学部を1921〔大正10〕年に卒業した前田 一が北海道炭礦汽船に入社した事実は、「官庁に勤務するサラリーマン官僚」に位負けない「民間企業勤務のサラリーマン」の確固たる地位と威信を物語っていた。そして、当のサラリーマンだった前田が執筆した『サラリーマン物語 正統篇』昭和3年、『職業婦人物語』昭和4年は、当時まで日本社会において一定の階層を構成するにいたった「俸給生活者＝サラリーマンの生活」を、生き生きと描いた書物なのであった。

もっとも、「戦前の日本の学校の二重構造」でいえば、「中学校→高等学校→帝国大学のコースは、教育費の自己負担が高額であり、財閥などの育英資金を受けられる者を例外として階級開放型とはいえなかった」「トップ・エリート養成コースであり」、「実業専門学校、師範学校、軍関係などの学校は、教育費の自己負担が少なくすんだから、貧困層にも開放されたい」 「サブ・エリートないしは中間層養成コースであった」⁵⁷⁾。

56) 天野郁夫『学歴の社会史—教育と日本の近代—』新潮社, 1992年, 262頁, 263頁。坂本藤良『日本雇用史』中央経済社, 昭和52年, 160頁。

57) 竹内 洋『日本人の出世観』学文社, 昭和53年, 44頁。

ここで、表27「1962年経営者の専攻科別出身校と1928年高等教育機関卒業生」を参照したい。なお、1962〔昭和37〕年は、前田が日経連の専務理事を勤めていた時期でもある。

表27 1962年経営者の専攻科別出身校と1928年高等教育機関卒業生数

＝1962〔昭和37〕年 経営者専攻科別出身校数＝											
官公立	総 数	法学	文学	経済	商学	法文	医歯薬	工学	理学	農水	不明
総 数	1000	165	12	134	221	8	6	232	10	20	192
東京	281	108	2	52	—	—	3	87	5	7	17
京都	89	31	2	19	—	—	—	25	4	1	7
一橋	94	—	—	—	94	—	—	—	—	—	—
東工	22	—	—	—	—	—	—	22	—	—	—
その他	54	—	—	—	—	8	—	34	1	4	7
慶応	73	11	—	49	—	—	—	—	—	—	13
早稲田	47	4	1	9	13	—	—	11	—	—	9
その他	33	10	2	4	3	—	—	3	—	2	9
外国大学	10	—	—	—	—	—	—	—	—	—	10
高商	103	—	—	—	103	—	—	—	—	—	10
高工	47	—	—	—	—	—	—	47	—	—	10
その他	22	—	5	—	—	—	3	3	—	6	5
私 立	総 数	法学	文学	経済	商学	法文	医歯薬	工学	理学	農水	不明
専門学校	17	1	—	1	8	—	—	—	—	—	7
中等学校	77	—	—	—	—	—	—	—	—	—	77
高小以下・不明	31	—	—	—	—	—	—	—	—	—	31
＝1928〔昭和3〕年 高等教育機関卒業生数＝											
官公立	総 数	法学	文学	経済	商学	法文	医歯薬	工学	理学	農水	
総 数	1000	150	153	93	198	33	131	162	12	68	
東京	84	27	13	14	—	—	6	12	4	8	
京都	44	11	6	11	—	—	4	7	3	2	
一橋	19	—	—	—	19	—	—	—	—	—	
東工	18	—	—	—	—	—	—	18	—	—	
その他	68	—	—	—	—	14	35	10	2	7	
慶応	34	7	2	21	—	—	4	—	—	—	
早稲田	44	6	7	11	12	—	—	8	—	—	
その他	110	21	20	20	14	19	5	—	—	11	
外国大学	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
高商	79	—	—	—	79	—	—	—	—	—	
高工	93	—	—	—	—	—	—	93	—	—	
その他	90	—	26	—	10	—	6	14	—	34	
私 立	総 数	法学	文学	経済	商学	法文	医歯薬	工学	理学	農水	
専門学校	317	78	79	16	64	—	71	—	3	6	
中等学校	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
高小以下・不明	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	

注記) 文学は外語・師範、経済は政経・法経、工学は理工・商船。1928年度卒業生数は文部省第56年報による。当時の卒業生実数は本科男子だけで24,314名である。ただし、東工大の卒業生数は1929年度である。一橋大には、専門部卒業生を含み、その他の大学ではこれを除いた。

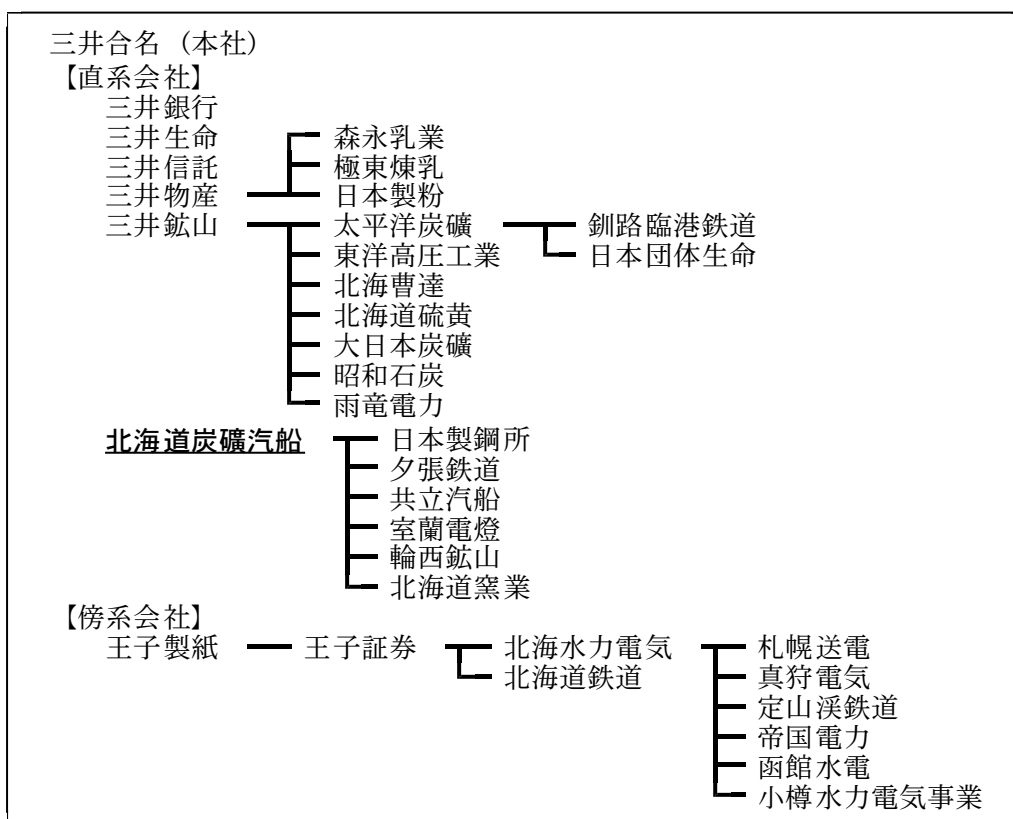
出所) 青松吉松『日本の経営層—その出身と性格—』日本経済新聞社、昭和40年、130-131頁。

この表27をかかげていた青松吉松『日本の経営層—その出身と性格—』（日本経済新聞社、昭和40年）は、「かくて、産業界での昇進条件としてものをいうのは、たんなる学歴水準ではなくて、特定の出身校であるという結論が出てくる。これは著しい学校格差を意味する」と分析した⁵⁸⁾。

前田は、北海道炭礦汽船に当初より「会社組織人としての管理的専門家」として採用された高級社員（トップ・エリート）といえる。その後において彼が、資本家－経営者がわの利害を超越する国家全体的な見地からも八面六臂の活躍をしてきた事実は、けっして偶然の出来事ではなかったといえる。

北海道炭礦汽船株式会社は、戦前より三井財閥〔コンツェルン〕を構成する主要企業の1社であった。戦前期の1936〔昭和11〕年現在、三井財閥が北海道地域においてどのように営業活動の手を拡げていたかを、表28「戦前期三井財閥北海道関係会社」にしめしておく。

表28 戦前期三井財閥北海道関係会社



注記) 和田日出吉『三井コンツェルン』春秋社、昭和12年より。

出所) 朝鮮人強制連行真相調査団編著『朝鮮人強制連行強制労働の記録—北海道・千島・樺太篇—』現代史出版会〔発行、徳間書店発売〕、137頁。

58) 青松吉松『日本の経営層—その出身と性格—』日本経済新聞社、昭和40年、133頁。

既述のとおり、1889〔明治22年〕、国より幌内炭山（現北海道三笠市）と鉄道（幌内より小樽市手宮までの区間）の払下をうけて、「北海道炭礦鉄道会社」として創業したこの北海道炭礦汽船は、1995〔平成7〕年に会社更生法の申立てをおこない、1996〔平成8〕年6月27日に更生計画の認可をうけて、再建に努力中である。1世紀以上の歴史を誇ってきた現在の同社だが、いまや昔の面影はない。菊地浩之『企業集団の形成と解体－社長会の研究－』（日本経済評論社、2005年）は、三井系の企業集団「社長会：二木会」のなかで北海道炭礦汽船を「1981年3月休会」、「1995年2月倒産」と備考している⁵⁹⁾。

59) 菊地浩之『企業集団の形成と解体－社長会の研究－』日本経済評論社、2005年、164頁、表3－4。